

権利擁護支援としての成年後見活動

～成年後見の動向と課題～

成年後見制度利用促進専門家会議委員

日弁連高齢者・障害者権利支援センター運営委員

三部会(成年後見制度・意思決定支援部会)部会長

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク副代表

日本司法支援センター本部

シニア常勤弁護士 水島俊彦

講師 自己紹介



水島 俊彦

NHKクローズアップ現代
2022年11月14日出演
「親のお金をどう守る
認知症600万人の資産管理」
<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4724/>

2010-



常勤弁護士(シニア)

民事法律扶助・成年後見
司法ソーシャルワーク
立教大学研究員活動 など

2014-2015



英国エセックス大学人権センター
客員研究員

調査テーマ
「代行決定制度から支援付き意思決定
制度へのパラダイムシフトの可能性」

2016-



成年後見制度専門家会議委員

本人にとってメリットのある成年後見
制度・実務への転換を目指す

2017-



一社)日本意思決定支援ネットワーク
副代表

ミッション：心からの希望に基づいて意
思決定することのできる社会の実現

2020-



英国式意思決定支援ツール

「トーキングマット」正規トレーナー
“揺れるところを 見える化する” カード

第1章

成年後見制度の活用とチーム支援 ～専門職・法人・親族・市民等による後見活動 とその課題～



Aさん

一人暮らしで、金銭管理が困難となる。
計画的な支出ができず、生活費が不足してはカードなどで借金を重ねる。在宅でヘルパーを利用していたが、介護保険利用料が支払えなくなる。

契約？利用料滞納



~~サービス提供~~

介護サービス
提供事業者

ケアマネ
・ヘルパー

生活保護申請意思
確認出来ず…

健康管理・見守り

市役所
・保健師

高利貸付
・違法取立

預金引出
(歯止め無し)

~~生活保護費~~

ヤミ金・悪
徳業者等

銀行

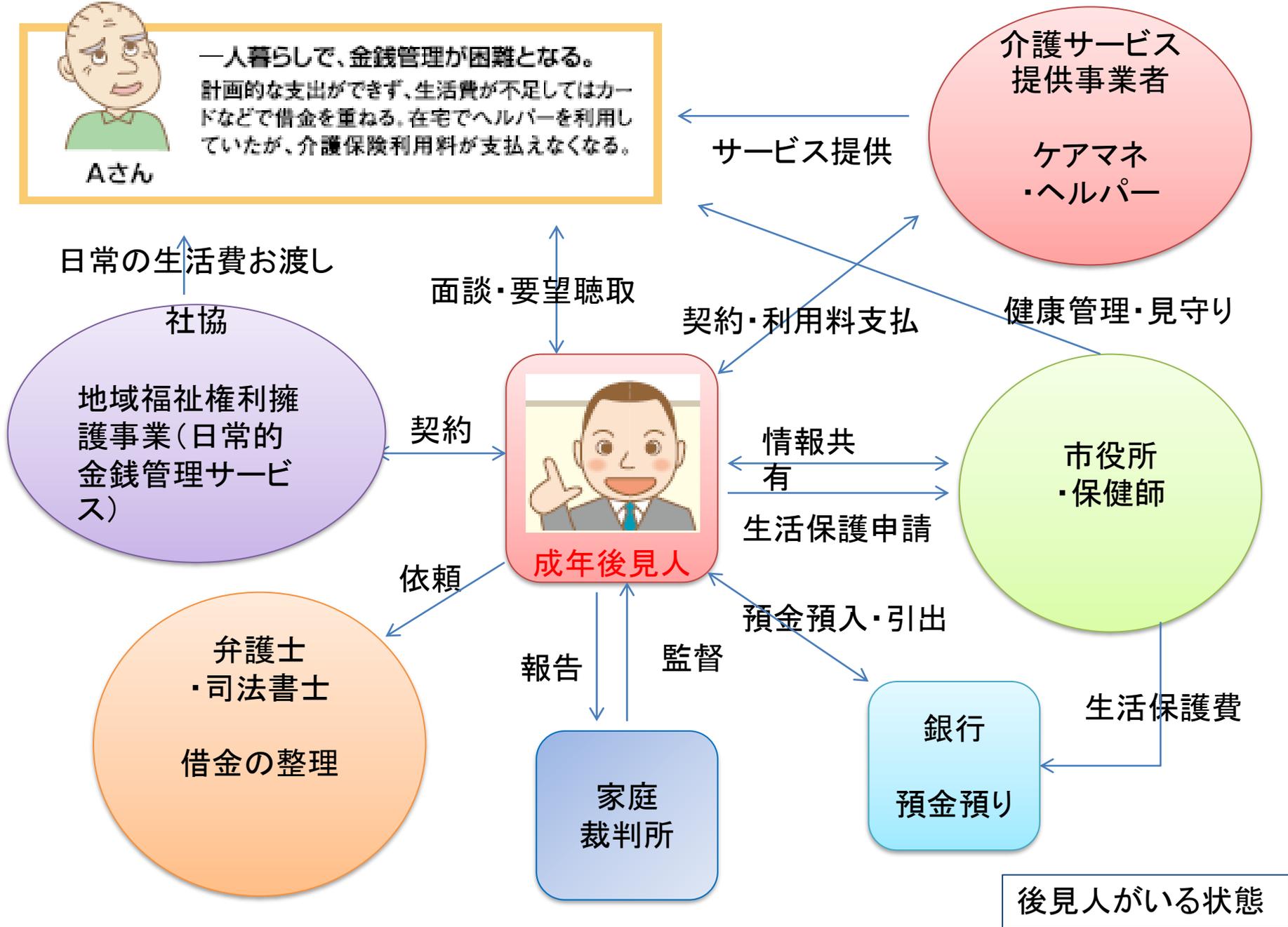
預金預り

後見人いない状態



Aさん

一人暮らしで、金銭管理が困難となる。
計画的な支出ができず、生活費が不足してはカードなどで借金を重ねる。在宅でヘルパーを利用していたが、介護保険利用料が支払えなくなる。



司法ソーシャルワーク（個別支援型）



弁護士

生活困窮対応・債務整理・成年後見・
虐待対応 等



本人・家族支援

意向確認・相談同行・診察同行・送迎・転居支援・意思決定支援等

行政

市高齢／障害福祉課・市民課・福祉事務所・保健所 等

福祉サービス利用支援

日常生活自立支援事業の利用・障害者手帳取得支援・生活保護受給協力・後見申立協力(親族・首長)等

専門職・個人

社会福祉士・精神保健福祉士・ケアマネ・保健師・弁護士・司法書士・相談支援専門員・教員 等

ご本人・
家族など

福祉

地域包括・生活困窮者支援窓口・社会福祉協議会・介護／福祉サービス提供事業所・相談支援事業所・後見センター 等

関係機関取りまとめ

ケース会議(支援調整会議)の実施・関係者と連絡調整・情報集約

司法

民間・
NPO

医療
MSW/Dr

情報提供・資料収集, 見守り

本人への事情説明・利用可能なサービス案内・本人訪問・見守り支援・生活状況把握・交友関係把握・服薬管理・健康管理・後見申立資料の収集支援 等

※専門職・個人は支援機関に所属している方も含みます。

司法ソーシャルワークの再構成

司法
ソ
ー
シ
ャ
ル
ワ
ー
ク

ケースワーク

関係機関と連携
個別ケース支援

やった～！みんな
が連携してAさん
を支援できた！

あれ？Bさんも、
Cさんも・・・
同じ問題で
困ってるよ？

ケースの蓄積
地域問題の発見・普遍化

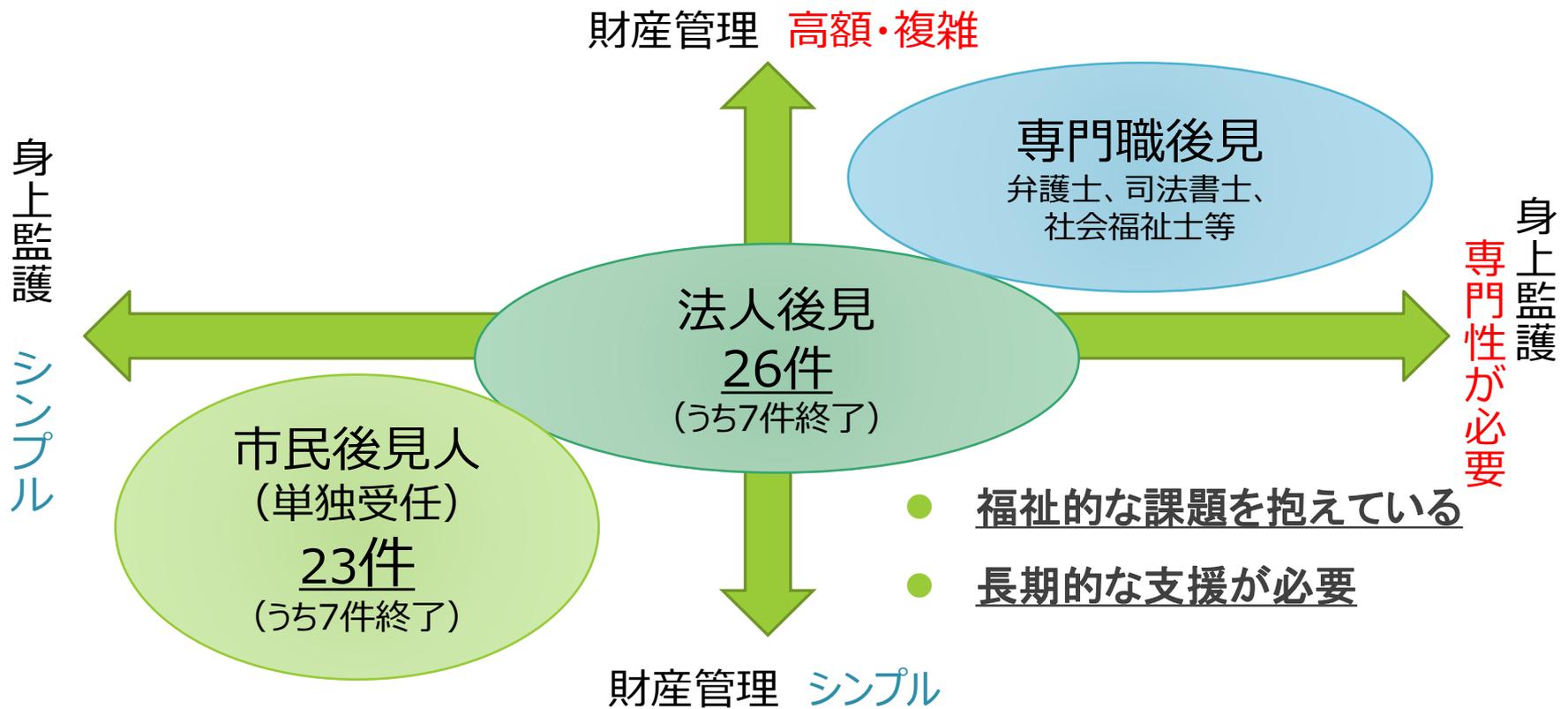
コミュニ
ティーワーク

関係機関とともに
問題へアプローチ・制度拡充へ

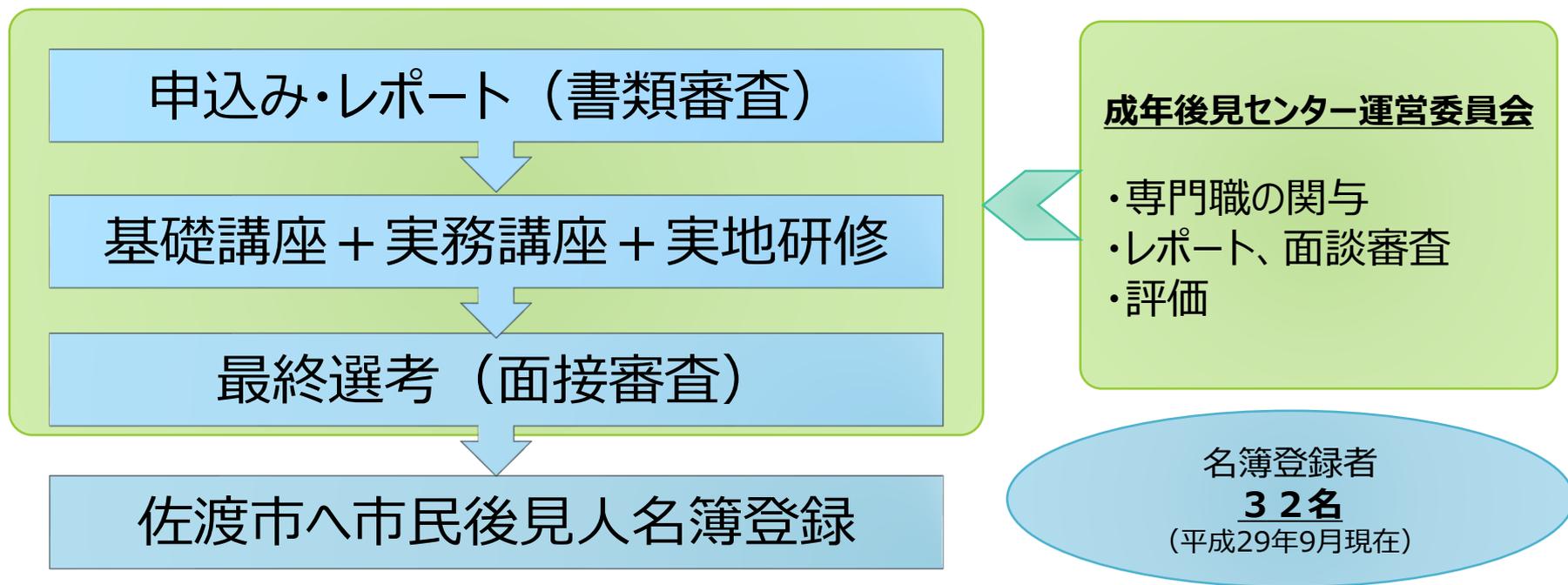
新しいシステムを
作って地域の問題
を解決しよう！

佐渡市成年後見センターにおける法人後見、 市民後見事業の取り組み

※数字はR1.11.1現在のもの



市民後見人養成講座の実施



市民後見人受任のながれ

佐渡市・市民後見人名簿登録

家庭裁判所から後見人等推薦依頼

受任調整会議(本人とのマッチング)

候補者を推薦・家庭裁判所の選任

市民後見人の後見活動開始

佐渡市（高齢福祉課）

- ・誓約書等の確認
- ・家庭裁判所のスクリーニング

構成メンバー：

- ・市、専門職、成年後見センター職員等

検討事項：

- ・医療、介護サービス等が導入されている
- ・身上監護、財産管理業務において複雑性がないかなど

市民後見人の受任調整会議

※家裁からの推薦依頼を受けて開催

《本人がメリットを感じられるように…》

参集者

- 佐渡市、専門職、成年後見センター
- 本人の状況説明者

適切な後見人の推薦のために

市民後見人があたたかな活動を行えるように

候補者決定後

- 市民後見人へ活動意向確認

本人に合う後見人の検討

- 医療、介護サービス導入
- 親族の協力
- 地理的マッチング
- 紛争性の有無等



もし…市民後見人推薦不可
⇒適当な後見人を推薦することも

成年後見制度利用促進を考える研修会@東京大学(R1.11.16)
佐渡市社協成年後見センター菊池紀子氏作成スライドを引用

市民後見人への活動支援

初回支援(家裁打ち合わせ等)

被後見人と面会等

随時・定期相談対応

フォローアップ研修

センター職員
+
専門職バンク

- ・専門職の継続的関与
- ・身上監護、財産管理の確認
- ・報告、手続きの助言等
- ・活動保険への加入(賠償責任保険)

養成講座から選任後も専門職との
顔の見える関係



市民後見人の活動内容

後見活動

家庭裁判所打合せ

本人と面会・

関係機関へ連絡

後見業務

スキルアップ

成年後見センター支援体制

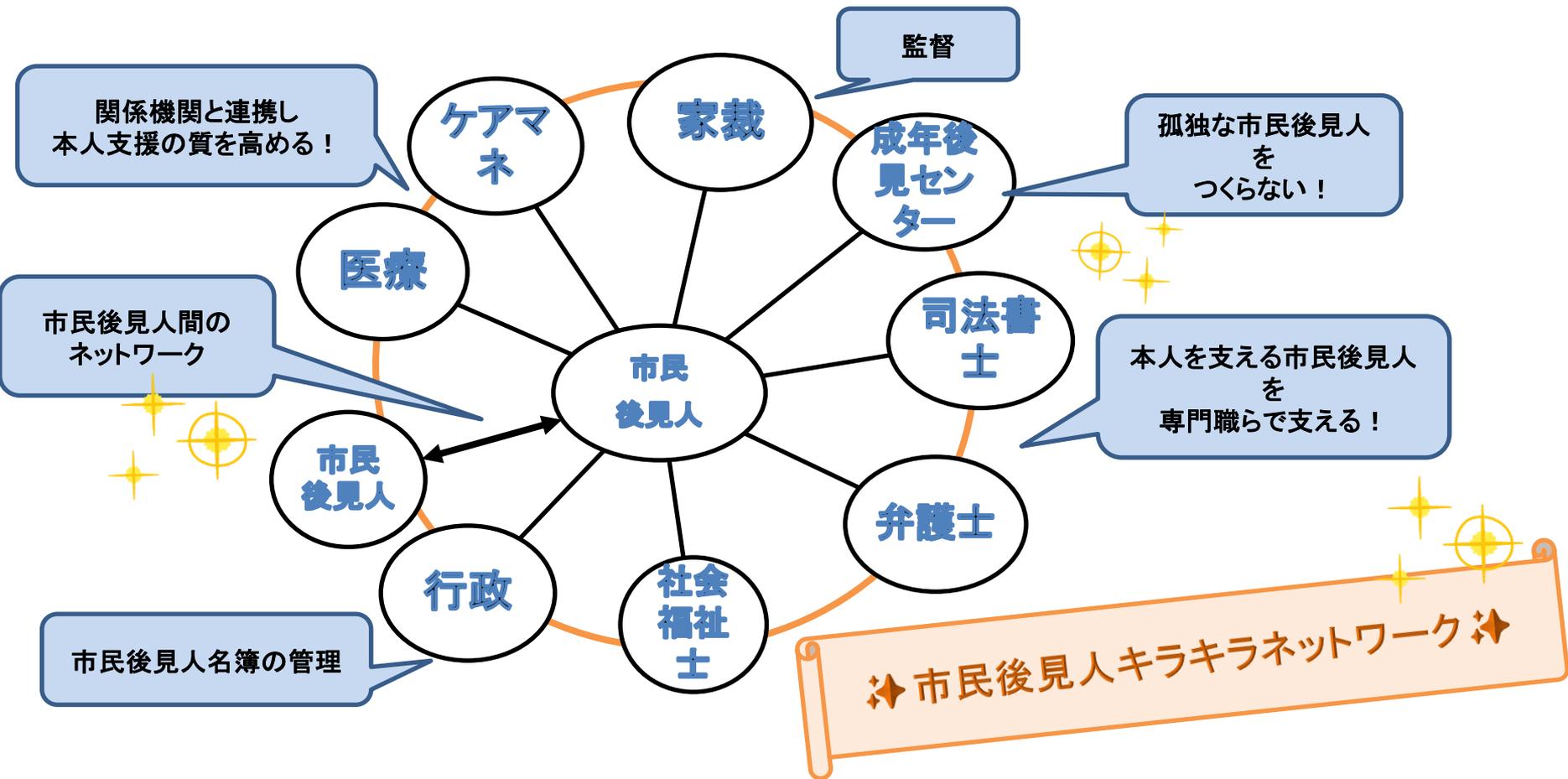
初回支援 ・ 同席

同席

・随時相談
・専門職相談
(弁護士・司法書士)

フォローアップ研修

市民後見ネットワークの構築



成年後見制度利用促進を考える研修会@東京大学(R1.11.16)
佐渡市社協成年後見センター菊池紀子氏作成スライドを引用

第一期成年後見制度利用促進基本計画

第一期基本計画(2017年度～2021年度)
において検討された課題と対策

第一期 成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、**意思決定支援**・身上保護も**重視**した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

成年後見制度利用促進法における 「利用促進」の意味とは？

第3条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと…とする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、…地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

成年後見制度の利用状況等について

- 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。
- 一方で、現在の成年後見制度の利用状況をみると、**成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の数と比較して著しく少ない。**

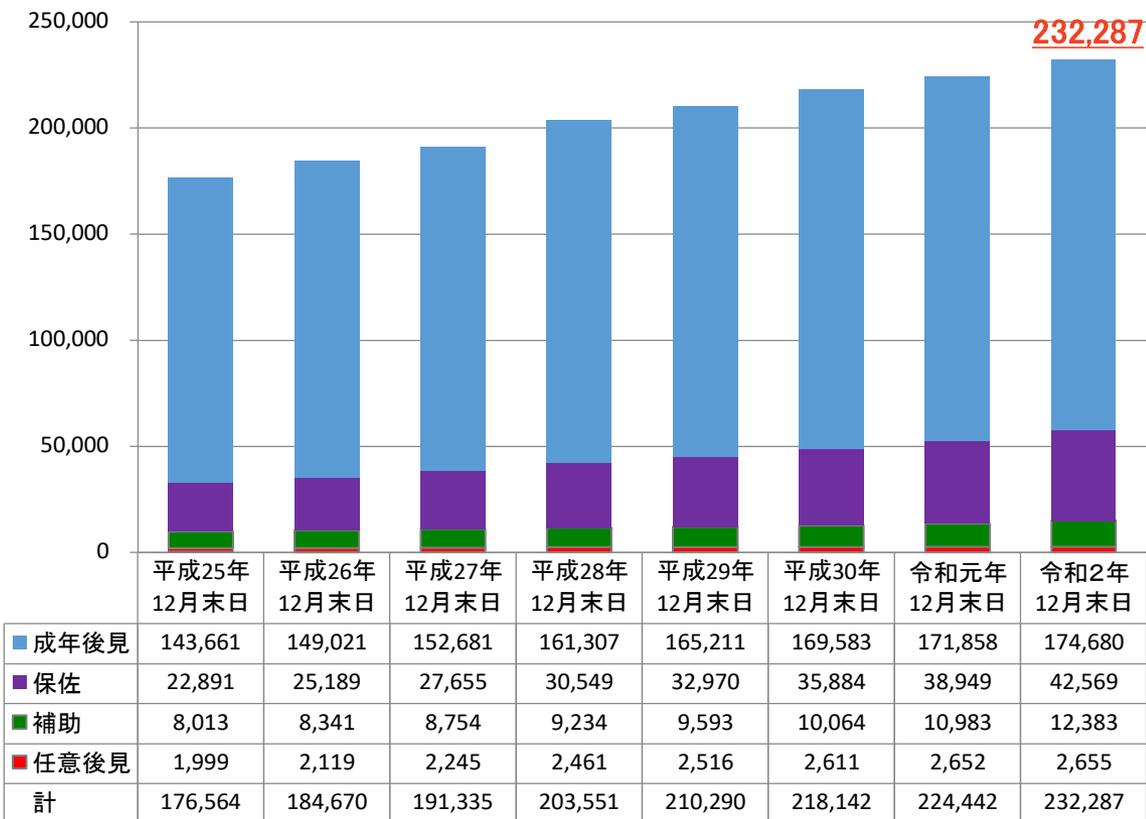
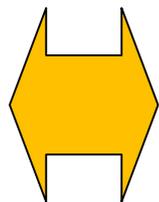
＜成年後見制度の利用状況 ※ 5＞

＜認知症者数 ※1＞
約600万人(推計値:令和2年)

＜軽度認知障害 ※2＞
約400万人(推計値:平成24年)

＜知的障害者数(在宅) ※3＞
約 96万人(平成28年)

＜精神障害者数(外来) ※4＞
約389万人(平成29年)



※1 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 研究代表者 二宮利治)

※2 「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成24年度厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業 研究代表者 朝田隆)

※3 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」

※4 厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

成年後見制度の利用対象者のイメージについて(定量的把握)

- 既存統計等から、福祉による権利擁護支援や成年後見制度による支援の必要性がある可能性のある対象者数と、将来的に成年後見制度による支援の必要性が生じる可能性のある対象者数を整理したところ、**成年後見制度の利用者数と乖離が見られた。**
- 引き続き、福祉による権利擁護支援に取り組むほか、成年後見制度の利用が必要な人を適切に制度につなぐ取組を進める必要がある。加えて、今後の制度利用者の増加に対応できるよう、支援の担い手を拡充する取組や、専門職などの限られた人的資源を有効的・効率的に活用するために、後見人等の選任・交代を柔軟に進めていく取組が必要。

権利擁護支援の定量的なニーズ関係イメージ

介護・福祉サービス等による支援の必要性が高いと想定される方々^{※1}

9,032,045人

○要介護・要支援認定者数、○療育手帳所有者数、○精神障害者保健福祉手帳所持者数

福祉による権利擁護支援や成年後見制度による支援の必要性がある可能性のある方々^{※1}

4,212,197人

○認知症高齢者推計数^{※2}、○療育手帳A判定以上^{※3}所持者、○精神障害者保健福祉手帳1級所持者数

将来的に成年後見制度による支援の必要性が生じる可能性のある方々

- 日常生活自立支援事業利用者数
- 市町村社協独自の金銭管理支援事業利用者数
- 生活困窮者自立支援事業の家計改善事業利用者数
- 高リスク世帯員数(虐待、セルフネグレクト、8050問題世帯等) など

60,873^{※5}+ α 人

成年後見制度利用者数
224,442人^{※4}

(出所)宮崎県、香川県、豊田市等の資料を参考に、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

※1 厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」

※2 厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」から、「要介護・要支援認定者数」と「認定申請数のうち認知症高齢者の日常生活自立支援度Ⅱ以上に該当する割合」を用いて推計

※3 都道府県によって判定が異なる(最重度・重度、A1・A2など)

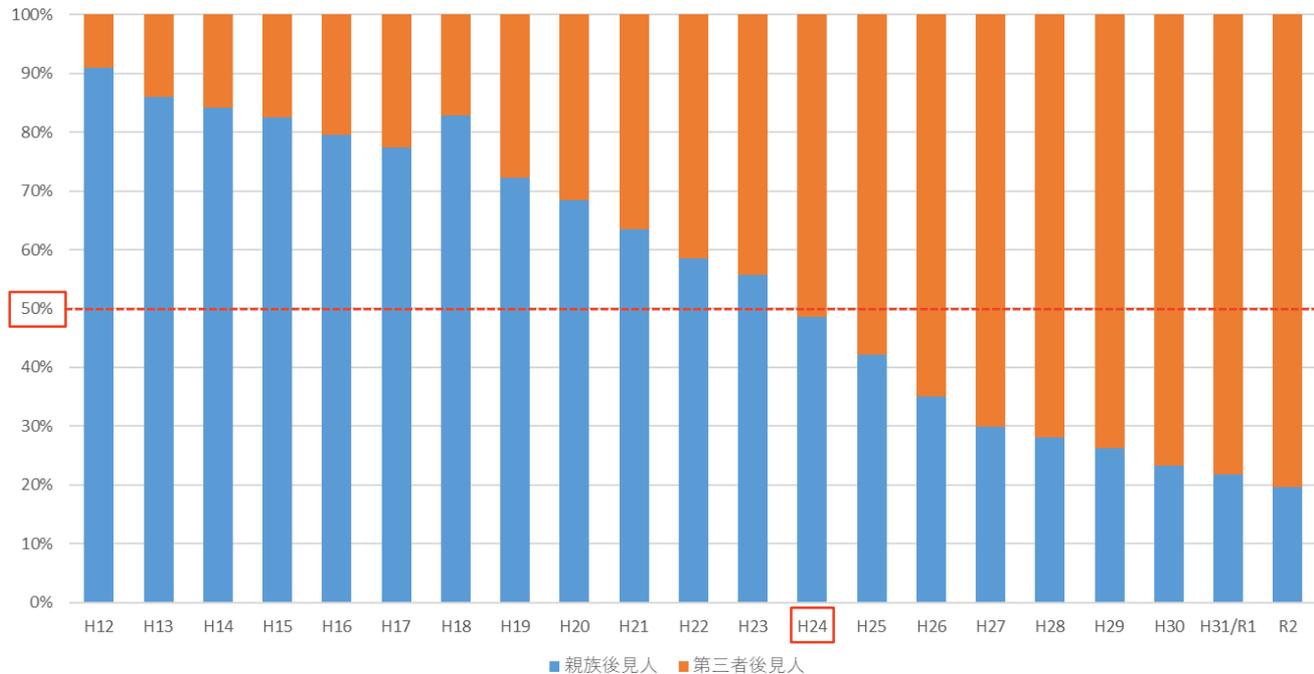
※4 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

※5 厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」から、日常生活自立支援事業の利用者数を掲載

成年後見制度利用促進体制整備研修
(2022.1.14) 厚生労働省作成スライドより引用

親族後見人と第三者後見人の選任割合の長期推移について

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係性について、**親族後見人（配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族）が後見人に選任される割合は、減少傾向**にある。
- **平成24年に第三者後見人の選任割合が親族後見人の選任割合を上回り、それ以降も親族後見人の選任割合は減少傾向が継続**している。



(%)	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2
親族後見人	90.9	85.9	84.1	82.5	79.5	77.4	82.9	72.2	68.5	63.5	58.6	55.6	48.5	42.2	35.0	29.9	28.1	26.2	23.2	21.8	19.7
第三者後見人	9.1	14.1	15.9	17.5	20.5	22.6	17.2	27.7	31.5	36.5	41.4	44.4	51.5	57.8	65.0	70.1	71.9	73.8	76.8	78.2	80.3

(出所)最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

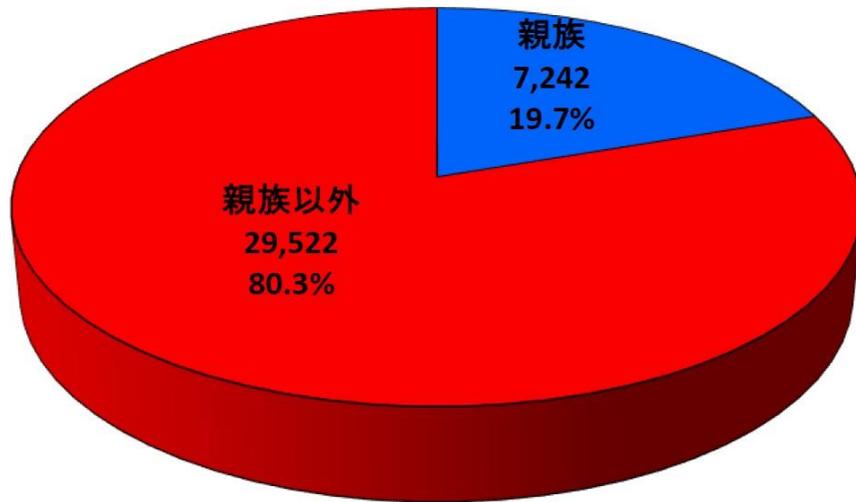
※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

※統計期間がH12～19までは年度(4～3月)であるが、H20以降は暦年(1～12月)であるため、H20.1～3月の件数がH19とH20に重複して計上されている。

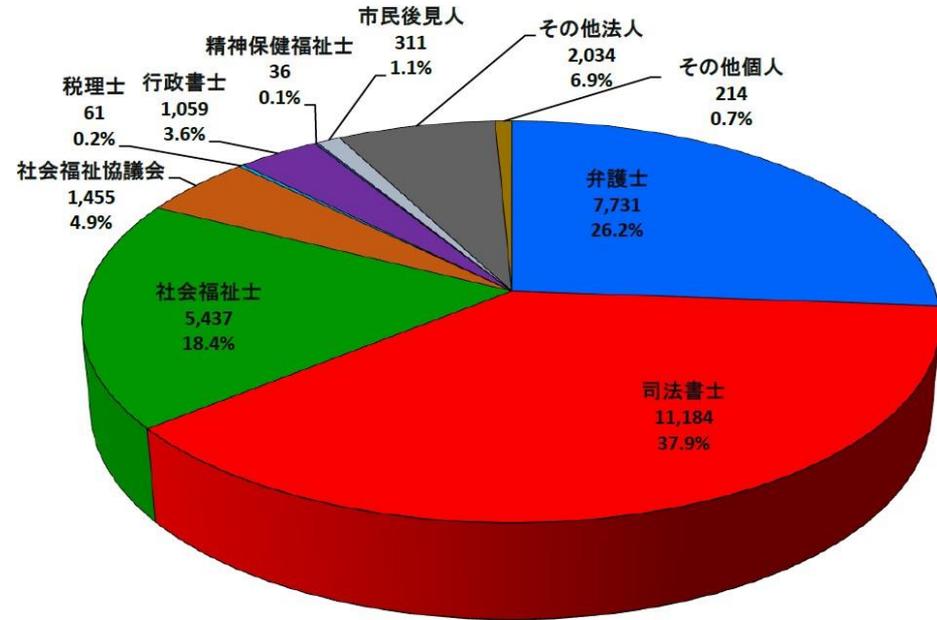
成年後見制度利用促進体制整備研修
(2022.1.14) 厚生労働省作成スライドより引用

成年後見人等と本人との関係

○親族、親族以外の別



○親族以外の内訳



〔出典〕最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 ー令和2年1月～12月ー」

〔注1〕 後見等開始と同時に成年後見人等が選任された事件数であり、後見等開始の後に成年後見人等が選任された事件は含まれていない。

〔注2〕 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したものを(36,764件)を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数(34,520件)とは一致しない。

〔注3〕 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる(その内訳は、弁護士法人304件、司法書士法人472件、税理士法人0件、行政書士法人10件であった。)

〔注4〕 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等(※1)が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう(※2、3)。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

現場レベルで明らかになった 成年後見制度の利用に対する阻害要因

1. 需要あっても成年後見制度の利用が低迷

- ① どのようなニーズがあるのか把握できていない
- ② ケース会議の中で成年後見が選択肢に挙がらない

2. 「首長申立」を含む成年後見制度申立て につなげる支援が不十分

- ① 申立のノウハウが支援者間で共有されていない
- ② 成年後見制度利用支援事業の内容・実績の差が大

3. 第三者後見人の質・受け皿に地域差 大

- ① 遠隔地・社会資源不足等による「後見過疎地域」
- ② 後見人等選任前後の支援チーム構築・維持が困難
- ③ 被後見人等に対する意思尊重の姿勢にバラツキ

地域で成年後見制度の 適切な利用を進めるための対応例

つなぎ・
申立支援
強化

- 埋もれたニーズの発見と見極め
- 多職種連携支援会議の運営力向上
- 自治体や相談機関の後見申立支援力強化（申立マニュアル作成・研修）

地域連携ネットワークと
その中核となる機関

質の高い
受け皿
確保

- 成年後見人等のなり手拡大（成年後見利用支援事業の拡充）
- 法人後見団体の確保・充実化
- 市民後見人の育成・活用の徹底
- 意思決定支援に根ざしたチーム支援体制の構築

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント

各施策の進捗状況

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- (1) 意思決定支援の在り方についての指針の策定等
 - ・障害福祉サービス等・認知症に係るガイドライン策定 (H29・H30)
 - ・後見人等向けの意思決定支援ガイドラインの検討 (R1.5～)
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進
 - ・受任調整、後見人支援等の体制整備の推進
 - ・適切な後見人等の選任・交代の検討、基本的な考え方の共有
 - ・後見人等の報酬の検討
- (3) 診断書の書式改定、**本人情報シートの運用開始** (H31.4～)
- (4) 任意後見・補助・保佐の利用促進
 - ・パンフレット・インターネット等による制度周知
 - ・地域における広報・相談機能の整備

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) **中核機関等の体制整備の推進**
 - ・取組を進める上で参考となる各種手引きの作成 (H30・H31)
 - ・研修、セミナー、ニュースレター等による市町村等への働きかけ (H30～)
 - ・中核機関運営費等に係る普通交付税措置 (H30年度～)
 - ・中核機関立上げへの補助等の予算措置 (R1年度～)
 - ・基本計画に係るKPIの設定 (R1.5)
- (2) 市民後見人・法人後見等の担い手の育成・活用
 - ・市民後見人の育成のための研修費用に対する国庫補助
 - ・法人後見の立ち上げ支援等に対する国庫補助

今後の対応

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- (1) 意思決定支援の在り方についての指針の策定等
 - ・後見人等向け意思決定支援ガイドラインの策定 (R1年度中に基本的な考え方等を整理)
 - ・意思決定支援研修の全国的な実施 (R2年度～)
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進
 - ・KPIを踏まえた体制整備の更なる推進
 - ・家裁における適切な後見人等の選任・交代の運用の推進
 - ・後見人等の報酬の検討 (利用者の立場を代表する団体からのヒアリング等も踏まえる)、申立費用や報酬の助成制度の推進
- (3) 本人情報シートの更なる周知、活用の推進
- (4) 任意後見・補助・保佐の利用促進
 - ・国レベルで全国的な広報の実施、相談体制の整備等

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) **KPI達成に向けた更なる取組の推進**
 - ・国から自治体への働きかけ、先駆的事例の周知等 (地域の実情等を踏まえたきめ細やかな支援、中核機関等の将来像を見据えた機能充実が重要)
 - ・都道府県が主導的役割を果たすよう働きかけ
 - ・市町村計画の策定推進 (地域福祉計画に位置付け等)
 - (2) 市民後見人・法人後見等の担い手の育成・活用
 - ・市民後見人の育成・活用に向けた自治体と家裁の連携、養成、マッチング、選任後支援の3段階の体制整備等
 - ・研修・セミナー等において法人後見の取組の周知・啓発等
- ※その他、市区町村長申立の適切な実施、成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進等

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント

各施策の進捗状況

3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

- (1) 従来の後見制度支援信託に並立・代替する金融商品として、**後見制度支援預貯金**の仕組みの提示（H30.3）、金融機関における導入の促進
- (2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保
 - ・任意後見制度の利用状況に関する調査の実施（R1）
- (3) 専門職団体における不正防止の取組
 - ・研修の実施、後見人等候補者名簿の整備等

4 基本計画に盛り込まれているその他の施策

- (1) **医療等に係る意思決定支援が困難な人への支援**
 - ・「身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の策定（R1.5）
- (2) **成年被後見人等の権利制限の措置の見直し**
 - ・190の法律における欠格条項の撤廃等に関する法制上の措置（～R1.12）

5 その他

今後、運用面における改善の状況や関連他制度の運用状況を踏まえつつ、**必要に応じて、成年後見制度の在り方についても検討**

今後の対応

3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

- (1) **後見制度支援預貯金**の更なる導入促進
 - ・定期的な定額送金サービスの導入が困難な金融機関や、保佐・補助制度の下でも利用可能な預貯金管理の仕組みの検討
- (2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保
 - ・移行型任意後見契約における適切な後見監督人選任申立に関する検討等
- (3) 専門職団体における不正防止の取組の推進
 - ・専門職後見人による不正防止を図るための取組の着実な実施

4 基本計画に盛り込まれているその他の施策

- (1) **医療等に係る意思決定支援が困難な人への支援**
 - ・研修等によるガイドラインの周知、医療現場等への浸透
- (2) 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し
 - ・必要に応じて、個別的審査の運用状況や、政省令等における欠格条項の見直し状況等について注視し、必要な対応等

第2章

意思決定支援を踏まえた 成年後見活動とは？

民法第858条

成年後見人による本人の意思尊重義務

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、**成年被後見人の意思を尊重**し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

→近年、**意思決定支援の観点**を民法858条をリンクさせることにより、**将来的に成年後見人等の選任・解任・辞任許可、後見人報酬の算定・居住用不動産の処分許可に一定の影響を及ぼす可能性に言及したガイドライン**が、家庭裁判所・専門職団体によって作成されている例もある（大阪意思決定支援研究会）。

そもそも

意思決定支援

支援付き 意思決定
(Supported Decision-Making)

ってなんだろう？

「本人の意思を尊重」することと同じ？違う？

こんな時、あなたなら、 どうしますか？

知的障害があり、グループホームに暮らすFさんは、
ある日突然、「犬を飼いたい」と訴えてきました。

Fさんの気持ちを考えた時、

あなただったら、どのように対応しますか？

このグループホームは、

ペットを飼うことを禁止しています。



- ①グループホームでは犬を飼えないことを説明し、説得する
- ②グループホームにお願いして、犬を飼えるようにしてもらう

③

こんな時、あなたなら、どうしますか？

30

支援者Aさんの考え

- 大きな犬を飼いたいって言っても、そもそもペット一度も育てたことないよね・・・？
- このグループホームはペット禁止なんだし、諦めてもらうよう説得するしかないか・・・。
- 万が一何かあってからでは遅いし、私も責任は取れないし・・・。正しい選択ができるように導いてあげるのも意思決定支援だよね。
- どうしようかな。頭ごなしで言っちゃうと怒るだろうし。・・・そうだ！ぬいぐるみだったらグループホームでも大丈夫だろうし、Fさんも喜ぶだろうから、大きな犬のぬいぐるみを買ってあげよう！

支援者Bさんの考え

- Fさんが「犬を飼いたい」って言っているのだから、それをとことん実現してあげるのが意思決定支援でしょう。
- とにかくグループホームにお願いして、犬を飼えるように働きかけなきゃ。それでもだめなら、犬が飼えるよう住まいを見つけて転居するしかないか。
- 本人が決めたことなんだから、その結果、グループホームを追い出されちゃったり、お金が無くなっちゃったりしたとしても、自己責任だよね。

あなたの考え方に近いのは①②③？

- 2分間で考えましょう（個人ワーク）。
- 後ほど解説を行います。

意思決定(自己決定)は 権利？

教育を受ける・学校を選ぶ
友人・団体をつくる
自由に表現する
投票に行く
自由に移動・旅行する
虐待・搾取されない
結婚をする
子どもを生子・育てる
仕事をする・経営をする
お金を管理する
様々な情報を得る

他にも
多数

「障害のある人」は皆さんと同じように、
自ら意思決定ができていますか？



同じように意思決定を行うことができていない？
障害があるから、周りが決めてしまうのも仕方ない？

…それって「差別」では？

国連・障害者権利条約



障害のあるすべての人々が
他の人と平等に、自ら選択
することのできる機会を保障
(Choice)

地域社会の中で生活する権利、
(本人にとって) 意味のある
生活を送ることを保障
(Control)

『医学モデル』⇒『社会モデル』
社会的障壁⇒合理的配慮

こんなことがありました

統合失調症があり、施設入所していたAさん。足を骨折したことから、リハビリも兼ねて、施設で行う体操教室に熱心に参加していました。

ある時、入所者を対象に、施設外に出かけるレクリエーションが催されることになり、新人の職員は骨折でしばらく外に出られなかったAさんに、外出の機会を作ってあげようとレクリエーションへの参加を促しました。しかし、レクリエーションの日程を確認しても、Aさんは黙り込んでしまうばかり。「きっと意味が分からないんだ」と考え、新人の職員はそれ以上Aさんに聞くことをやめてしまいました。



どう考える？

黙っているAさんは、
何も考えていなかったのでしょうか？

Aさんは、自分が言いたいことを
話しやすい環境だったのでしょうか？

もし、あなたがAさんと同じように、「どうせ分からないから」、
「後でこんなはずじゃなかったと言われるのが嫌だから」
と、何もしてもらえないとしたら、どう思うのでしょうか？

意思決定支援はなぜ「難しい」のか？

- 話せなければ言葉がないと思ってしまう
- 言葉がなければ、意思がないと思ってしまう
- 意思が現れていても、障害や過去の「失敗」等を理由に、意思を決める能力はないと判断してしまう

→本人の可能性を信じていることができない。

その理由はどこにあるのでしょうか？

サービス提供機関
の事情・利益優先

情報・経験の不足

実は
支援者側
の問題？

安全を保障できない
責任を持ちかねる
(リスク回避)

逆に先回りして
代行してしまう
(パターンリズム)

意思決定支援に関する誤認、あるいは注意点



- a. 意思決定支援をやると意思決定できるという誤認。
- b. 意思決定支援をやったら意思決定してもらわないといけないという誤認。
- c. 意思決定支援のゴールが意思決定にあるという誤認。
- d. 「意思決定支援しなくて良いときは支援しない」があることの確認。

意思決定支援のゴール



- a. 意思決定支援のゴールは主権の維持にある。そしてそれは、choice and control を保証することである。そしてその関連として、自己効力感 (self-efficacy) の向上や関係性の向上がある。

「意思決定支援」における私たちの仕事は、何を提供すべきかではなく、本人が何を言いたいのか、何を望んでいるかを聞くこと。知ること。

- b. 前述の誤認を加速(助長)させるのが、「決めなければいけない」事態。

意思決定支援事態の多くは、しなければならぬ他者もしくは周囲からの始発による解決要請事態？

→意思決定支援と言っている場面の多くは、自分から考えたり決めたりしないことじゃなくて、決めろと(決めてくださいと)言われて決めることばかりではないでしょうか？
【例えば、急に「どこに住みたい？」と聞かれても、私たちも答えられない】

そのような要請事態は、自分の用意したわけではない環境提供や情報整理がなされ、心理的には認識枠組みが本人にとって不慣れである。そのため理解や判断、決定はいつそう困難。

意思決定支援（支援付き意思決定）と代理代行決定の違いを意識する

意思決定全体のプロセス

意思決定支援（支援付き意思決定）＝ 本人が 意思決定主体

① 表出された意思・心からの希望の探求



支援を尽くしても本人の意思決定・意思確認がどうしても困難な場合等（他のガイドライン参照）

② 合理的根拠に基づく意思推定（意思と選好に基づく最善の解釈）



意思推定すら困難な場合、見過ごすことのできない重大な影響がある場合等（他のガイドライン参照）

③（本人にとっての）最善の利益の追求

代理代行決定＝ 第三者が 意思決定主体

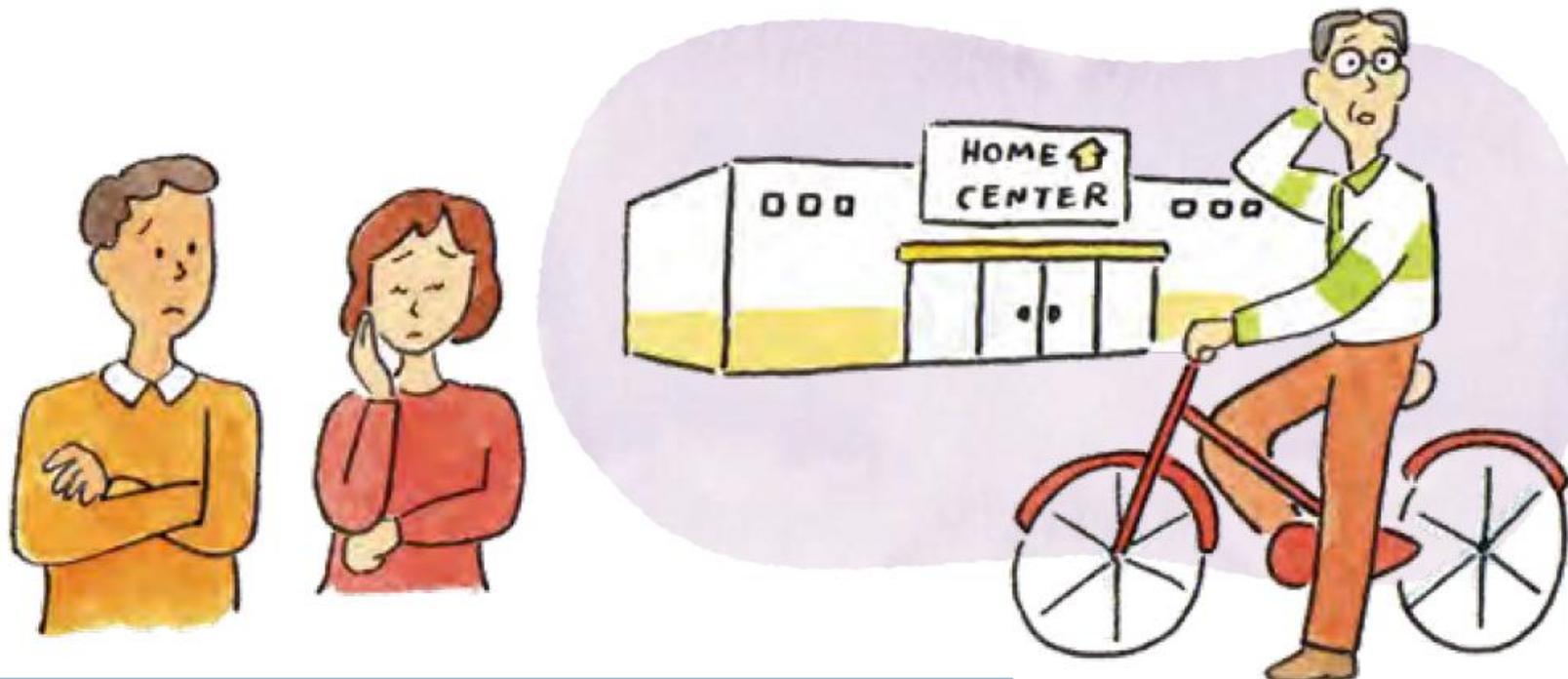
「（客観面を重視した）最善の利益」を「支援付き意思決定」の場面に持ちこむと
 … **本人意思が引っ張られて、事実上の「代理代行決定」になりやすい？**

こんなことがありました

認知症があり、要介護1のBさん。日曜大工が趣味で、自転車に乗ってよく近所のホームセンターに買い物に行っていました。

しかし、事故や途中で道に迷うことを心配した家族は、ケアマネジャーに鍵を取り上げて自転車を処分したいと相談。「必要なものは買ってきてあげるから、もうやめて」と、Bさんに詰め寄ると、「もういい、分かった」と言い残して、Bさんは部屋を出て行ってしまいました。

家族はBさんが納得してくれたと喜んでいましたが、ケアマネジャーには、Bさんがとても元気がないように見えました。



客観的な最善の利益型視点に基づく

…意思決定支援？あるある



- ホームセンターに行きたいんだ。
⇒ 途中で道に迷っちゃうと心配だから…やめてね？
- 自転車を使いたいんだよ。
⇒ 私たちが車で連れて行ってあげるからいいでしょ？
- ゆっくりと材料を選びたいんだ。
⇒ 必要なものは私たちが買ってきてあげるからね。
- ホームセンターの隣のコーヒー店で一服…
⇒ コーヒーならヘルパーさんに入れてもらえばいいじゃない？



…「心配」だから、私たちに任せてね！

= 最善の利益(ベスト・インタレスト) ?

表出された意思・心からの希望 型視点に基づく

本来の意思決定支援とは？



- ホームセンターに行きたいんだ。

⇒ ホームセンターでどんなことをしているの？

- 自転車を使いたいんだよ。

⇒ ホームセンターと自宅の間にはどんな楽しみがあるの？

- ゆっくりと材料を選びたいんだ。

⇒ 材料を選ぶときにどんなことを考えているの？

- ホームセンターの隣のコーヒー店で一服・・・

⇒ あなたにとって落ち着ける場所はどんなところ？

**本当は何を望んでいるの？
思いを実現するための工夫も一緒に考えよう！**

◆ 本人の奥底にある希望(感情)を引き出すためには
「最善の利益」の発想から一旦離れる必要あり。



現在のギョーカイ



エクスプレスウィッシュさん
(表出された希望・願い)

★支援付き決定支援



ベストインタレストさん
(最善の利益)

★代行決定



ウィル&プレファランスさん
(意思と選好)

★支援付き決定支援
~代行決定

こんなことがありました

84歳のCさんは、子供の頃から低肺機能状態で軽度の心不全も合併。70代で脳梗塞、80代になって変形性膝関節症で介護が必要になり全人工関節置換術を経験。手術後に誤嚥性肺炎も発症し、食が細って声をかけても返事をしないことが多くなってきました。担当医は「今後肺炎を繰り返したり、脳梗塞や心不全の可能性もある」と判断しているのですが、Cさんの家族は、「本人を不安にさせたくない」と言い、伝えられないままになっていました。担当医はCさんに伝えるべきか、伝えないでいくべきか、日々悩んでいるのですが…



どう考える？

Cさんの状態や環境が変わっているのに、大切なことや難しい問題に対して、いつも同じ決定で良いのでしょうか？

あなたがCさんの立場だったら、命に関わる問題を、「あなたが不安になるから知らせなかった」と言われて納得できるのでしょうか？

ご本人の決定を確認しづらい時、あなたが家族や支援する立場だったら、誰か一人の推測に任せてしまっても安心できるのでしょうか。また、あなたがご本人だったら、自分のことを理解していない人に、「この人はきっとこうだから」と、一方的な推測で決められて嬉しいのでしょうか？

こんなときの推しはEWさん？



will and preference
(意思と選好)



expressed wish
(表明された意思)



best interest
(最善の利益)

一社) 日本意思決定支援ネットワーク代表
名川勝氏作成スライドを講師が一部加工
絵: 同理事 本間奈美

こんなことがありました

てんかんがあり、要介護1で成年後見制度を利用しながら一人暮らしをしていたDさん。

通っていたデイサービスでは「動けなくなったら、飼っているインコといっしょにここに来るかな」などと周りの人に言っていました。

ある時、脳梗塞を起こし、入院。重度の麻痺が残り、歩くことができなくなったばかりか、保佐人は主治医から「言語障害や認知症の可能性もある」と告げられました。その後、容態は少しずつ回復。保佐人は退院に向けて、「退院後の暮らし方」についてDさんに確認しようとしたのですが、Dさんは全く反応してくれません。退院の期限は近づいてきています。



どう考える？

ご本人に尋ねても、返事ができない状態にある時、
あなただったらどうするでしょうか？

Dさんは、「インコとずっといっしょにいたい」と思っていたようですが、
あなたがDさんの今後の暮らし方について意見を求められたら
どうするでしょうか？

Dさんに代わって保佐人が退院後の暮らし方を決めた場合、
この後もずっと全てを保佐人が決めていってよいでしょうか？
あなたがDさんだったら、どうしてほしいでしょうか？

こんなときの推しはWPさん？



expressed wish
(表明された意思)



will and preference
(意思と選好)



best interest
(最善の利益)

一社) 日本意思決定支援ネットワーク代表
名川勝氏作成スライドを講師が一部加工
絵: 同理事 本間奈美

演習事例のその後

【状況の変化】

- 3年が経過。訪問看護師や主治医の助言を聞き入れ、本人は週2回、デイサービスで昼食をとるようになった。
- 施設併設のデイサービスにおいて、「俺も爺になって歩けなくなった、インコと一緒にここにくるかな」と言うようなこともあった。
- ある時、脳梗塞を起こして入院、重度の麻痺が残り、歩くことができなくなった。保佐人は主治医から、「言語障害、脳血管性認知症もある」と告げられた。



【意思決定のためのあらゆる支援】

- 退院に向け、医療ソーシャルワーカーや保佐人が本人の退院後の意向を確認しようとしても、本人は全く答えることがなかった。
- 療養型の病院に入院するか、特別養護老人ホームに入所するか、在宅での生活を試みるか、選択肢は3つあり、本人に対して絵や写真を使って説明し、文字ボードを使って意思の表明ができるよう試みた。
- しかし、本人は目は開けているものの、反応がなかった。1週間おきに時間帯を変えて同様の試みを行ったがうまくいかなかった。医師や言語聴覚士、他の支援者にも助言を求めたが、現時点では他の支援手段が見当たらないとのことであった。唯一、インコの写真を見せたところ、本人は目を見開き、声を挙げた。

演習事例のその後

【意思推定に基づく代行決定の検討】

- 本人の意思推定のための明確な根拠となる関連資料として、ケアプラン、訪問介護記録、サービス実施記録表、本人情報シート、インコの写真を用意し、それらを見ながらチームで話し合った。
- 本人がデイサービスで、「俺も爺になって歩けなくなってきた、インコと一緒にここにくるかな」とたびたび言っていたことや、インコの写真を見せた際に本人が目を見開き声を挙げたことが確認できたため、本人が通いながら、インコも預かってくれていたデイサービスに併設の特別養護老人ホームへの入所の契約をすることとした。
- 本人の状態像から、後見類型に移行する方がよいかどうかの検討も行ったが、「今後の刺激によって、本人のコミュニケーション力が変化していく可能性がある」という医師の見解があり、これから入所するホームでの生活を見守ってから、類型変更については再検討することとした。

【その後】

- 退院後、入院時からインコを預かってくれていたデイサービス併設の特別養護老人ホームに、本人は入所した。本人は、「だからさ」「あれだよ」という言葉以外に言葉を発することはできないが、表情豊かに喜怒哀楽を示すようになった。また、指を指したりしながら、「外に出たい」「インコのところに行きたい」といった内容を、表現できるようになってきた。



本人の意思推定アプローチ

本人ならば、どのような意思決定をしていたのかを推定する

- 後見人等を含めたチームで実施。
- 表情や言動、行動に関する記録、生活史、人間関係等様々な情報を把握。
- 根拠を明確にしながら本人の意思及び選好を推定。

後見人等は、権利擁護者として、十分な根拠に基づいて意思推定が行われているか、関係者による恣意的な意思推定が行われていないかどうか等を注視

- 本人意思が推定できる場合には、本人の信条・価値観・選好に基づいて支援を展開。

本人意思とは異なって解釈される可能性があることから、慎重な取扱いが求められる

- アセスメントシート様式3（意思推定に基づく代行決定に関するアセスメントシート）に記録。

参考事例 ②

- 肺炎の治療で入院中、土砂崩れにより自宅が半壊状態になった。本人の帰宅願望が強いが、修繕費用を出すことが経済的に困難。本人は入院中に認知症が進行している。



- 外出許可をとって本人に半壊状態の自宅を見てもらったり、修繕費用の見積もりを見てもらったりして帰宅が困難であることを理解してもらおうものの、記憶保持が難しく「うちに帰りたい」と発言している。



ここぞというときはBIさん？



エクスプレスウィッシュさん
(表出された希望・願い)



ベストインタレストさん
(最善の利益)



ウィル&プレファランスさん
(意思と選好)

一社) 日本意思決定支援ネットワーク代表
名川勝氏作成スライドより引用 (2021)
絵: 同理事 本間奈美

参考事例 ②-2

【本人にとっての最善の利益に基づく代行決定】

- 自宅近くのグループホームに入所するか、県外（姪の娘がいる地域）の特別養護老人ホームに入所するかを注意深く検討し、メリットデメリットを整理した。
- 本人は、姪の娘のことを覚えておらず、姪の娘の面会があっても喜ぶことはない。これまでの本人の生活を考えても、友人が面会に来ることが出来るGHの利用が望ましいということになった。



本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面等

● 意思決定支援の結果、本人が意思を示した場合や、本人の意思が推定できた場合であっても、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合等。

➡ 法的保護の観点から、最善の利益に基づいた代行決定を行うことが許容される

● 重大な影響といえるかどうかについての判断要素。

- ① 本人が他に採り得る選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか。
- ② 一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか。
- ③ その発生に確実性があるか。

I. 第三者からみれば必ずしも合理的でない意思決定であったとしても、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が発生する可能性が高いとまでは評価できない場合
本人の意思（推定意思）に基づいて支援を行うことが期待される。

II. 重大な影響が発生する可能性が高いと評価される場合

法的保護の観点から、以下の判断を行うことがある。

- ① 本人の意思実現について同意しない。
- ② **最善の利益に基づく代行決定（代理権、取消権の行使）…*4**

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

1

意思決定支援を尽くしても本人の意思が明確ではなく、かつ、本人の意思を推定することさえできない場合。

2

本人が表明した意思や推定される本人の意思を実現すると本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じてしまう場合。



後見人等は、「本人にとっての最善の利益」に基づく代行決定を行うことが許容される。

● 本人にとっての最善の利益とは、「この方が本人のためだ。この人はこういうふうに行動すべきだ。」と第三者の価値観で決めるものではない。

● 本人の意向・感情・価値観を最大限尊重し、最後の手段として検討する。

- ① 本人の立場に立って考えられるメリット、デメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討する。(バランスシート表)
- ② 相反する選択肢の両立可能性があるかどうかを検討する。
- ③ 本人にとっての最善の利益を実現するに当たり、本人の自由の制約が最小化できるように検討する。

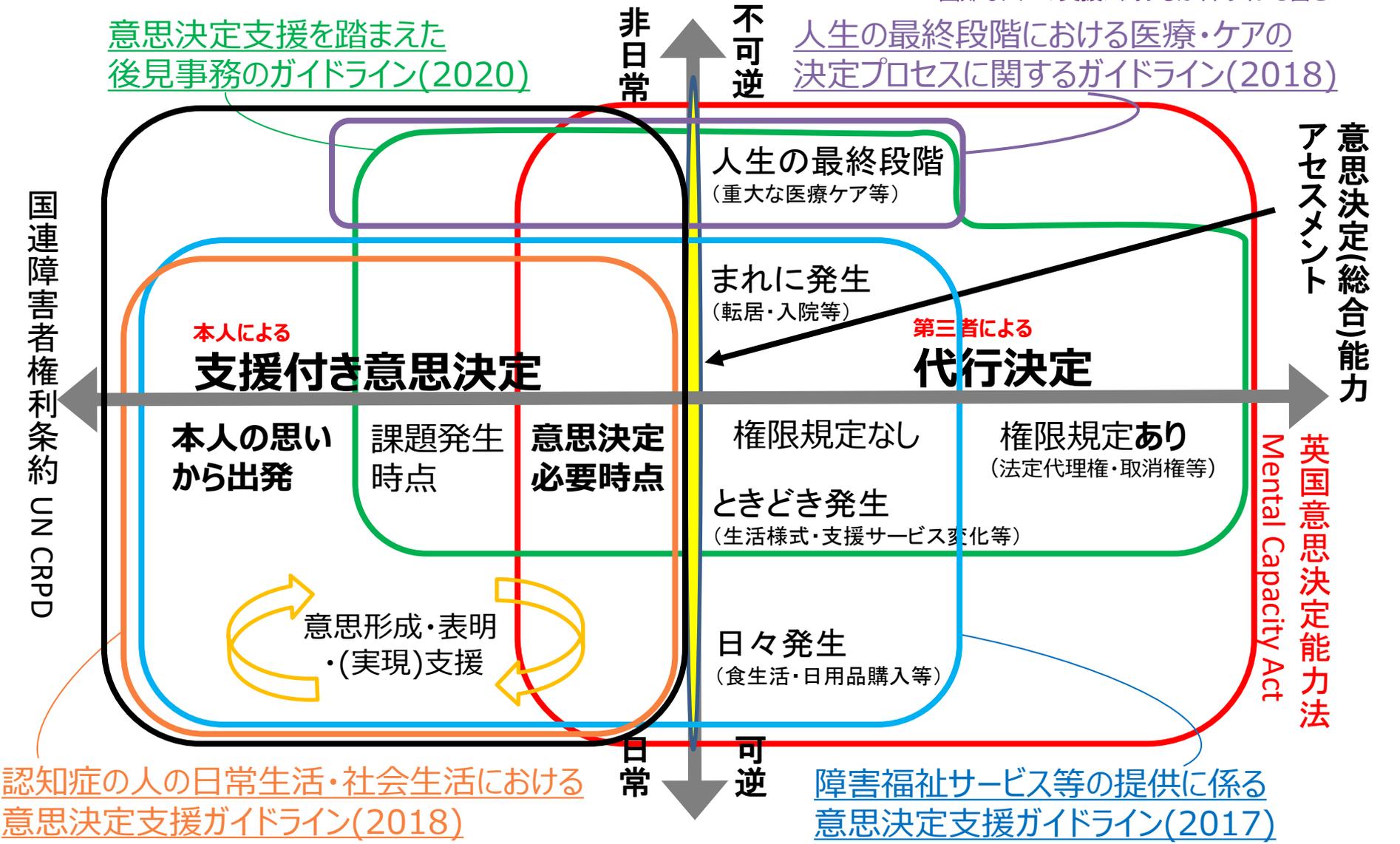
● アセスメントシート様式5に記入。

国内のさまざまな「意思決定支援」 ガイドライン(2022.7時点)

- ◆ **障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン**
(2017.3 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部)
- ◆ **認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン**
(2018.6 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室)
- ◆ **人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン**
(2018.3 厚生労働省 医政局地域医療計画課)
 - ◆ **身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン** (2019.5 厚生労働省 医政局総務課)
- ◆ **意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン**
(2020.10 意思決定支援ワーキング・グループ)

日本の「意思決定支援」ガイドラインの対象領域に関するイメージ図 ver.6

※身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインも含む



支援付き意思決定と代理代行決定 ～意思決定の領域とプロセスの全体像～

ver.3

行為ごとの本人の能力+支援者の意思決定支援力

1. 意思決定能力の存在推定

意思形成・表明・
(実現)支援

本人が決める領域
(支援付き意思決定・
意思決定支援)

2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援

3. 不合理にみえる意思決定≠意思決定能力に欠けること

意思決定能力・意思決定支援への課題を感じる場合→意思決定能力アセスメント

①理解・②記憶保持・③比較検討・④表現の各要素を踏まえて、意思決定支援が尽くされても「どうしても意思決定や意思確認が困難な状態」といえるか？

どうしても
困難

明確な根拠
に基づく

自己決定・意思確認は可能

推定可

4. 意思推定 (代行決定)

確実とはいえない

表明された(又は推定される)意思が、「本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる」確実性はあるか？

確実性ある 推定すら不可

本人の信条・選好・価値観を最大限尊重した

5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

法的保護の観点から、これ以上決定を先延ばしできない場合

6. 最終手段かつ必要最小限度の介入

他者が決定・
介入する領域
(代行決定)

7. 原則 1 に戻る



私のことは、
私とともに
決めてほしい

～意思決定支援をふまえた
後見事務のガイドラインを学ぶ～

意思決定支援が目指すもの

後見人等のみではなく、さまざまな事業者や地域住人を含めた社会全体によって、判断能力が不十分な方の意思を尊重し、権利を擁護する地域共生の取組みを全国的に進めていくもの。



当事者の言葉から（残念な事例）①

● スマホを選びにヘルパーと一緒にショップまで行って、欲しいものを何時間もかけて決めたのに、後見人に契約を依頼したら、（何の相談もなく）黒のガラケーが郵送されてきて、本人はとても悲しんだ。

（障がい者団体）

● 本人のために日用品や嗜好品の購入をしたが、後見人より「必要ない」「お金を使いすぎ」との話があった。施設側の説明不足もあったが生活状況等をまったく確認もしていない状況であり疑問に感じた。

（障がい者施設）

● 本当は、施設から出たいと思っているのに、職員は取り合ってくれない。後見人に連絡しようにも、年に1、2回しか施設に来てくれず、いざ相談しても「施設の人とよく話し合ってください。」と言われてしまった。話を聞いてもらえない。

（被保佐人・電話相談）



当事者の言葉から(残念な事例) ②

●関係者全員で施設入所の検討を始めたところ、後見人は本人の意思を確認することなく、特別養護老人ホーム以外の選択肢を認めない。また、本人の意思を確認した上で他の選択肢を提案しても、後見人は聞く耳を持たず、ケア会議への参加を拒否し欠席した。

(障がい者支援団体)

●サービス担当者会議において、本人がどのようなサービスを利用したいか、発言しようとしているのに、「時間がないから」「現実的ではないから」といって後見人が決めてしまった。

(障がい者支援団体)

●「面会に来ない」「面会に来ても聴聞するのみ」「本人のための積極的なサポートがまったくない」「管理のみ」「施設任せ」

(本人のご家族)



当事者の言葉から ①

● 後見人は月1回程度しか面談しないため、本人のことをあまり知ることができない。そのため普段から本人と関わりのある支援者の視点も大切にして、本人の意思を汲み取ることができるよう活動して欲しい。

(障がい者団体)

● 障害を持つ場合、本人との意思疎通を取ることが難しいため、後見人は施設職員等と連携を取ることが多くなるが、本人の代弁者という意識をもって、支援してほしい。

(障がい者団体)

● 特に後見類型の場合は、包括的代理権が後見人に与えられるため、本人が不在(の代行決定)なことがある。後見類型であっても本人に意思を確認の上、常に本人中心の支援をして欲しい。

(障がい者団体)

当事者の言葉から ②

● 本人の意思を尊重した結果、多くの人を選択しない方法を実現しようとする、「責任が負えない」という後見人がいる。逆に、後見人が代理代行決定したこと（の結果責任）にどのような責任を負っているのか。

（障がい者団体）

● （意思決定による）将来の結果を引き受けるのは本人である。チームで決めたから免責になる（共同決定したからよい）ということではない。とにかく後見人や周囲の人は、緊張感を持って取り組んでほしい。

（障がい者団体）

● 与えられた権限について、裁量があるからといって無限定に行使して良いわけではない。意思決定支援のプロセスを常に意識し、まずは、チーム全体で、本人による意思決定のベストチャンス（最適な環境）を整えるための努力を忘れないでほしい。

（障がい者団体）

本人と支援者の本質的な関係 ①

本人（支援の受け手）は、支援者との関係において、対等な立場に立ちにくい心理的制約を抱えている。

「おそれ」

こんなこと言ったら、
〇〇してもらえなくな
るかも…。

「自己抑制」

お世話になっているのに、
わがまま言えない…。

「あきらめ」

言っても
しょうがない…。

本人と支援者の本質的な関係 ②

支援者の価値観による…

- 利益
- 保護
- 安全

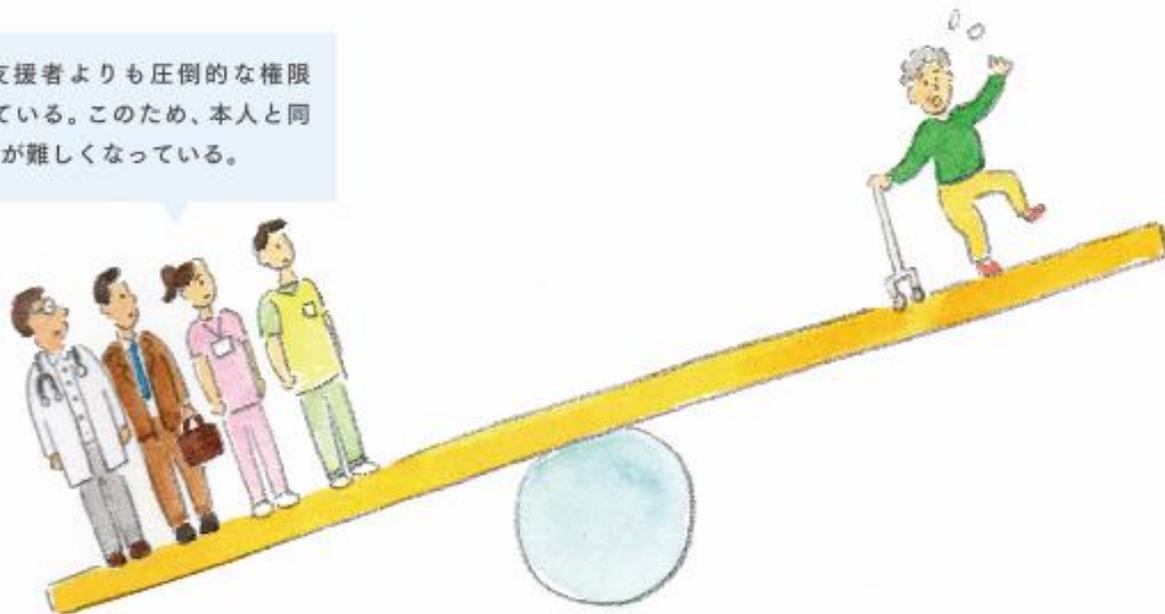
緊張関係

目的の非対称性

本人の・人間としての…

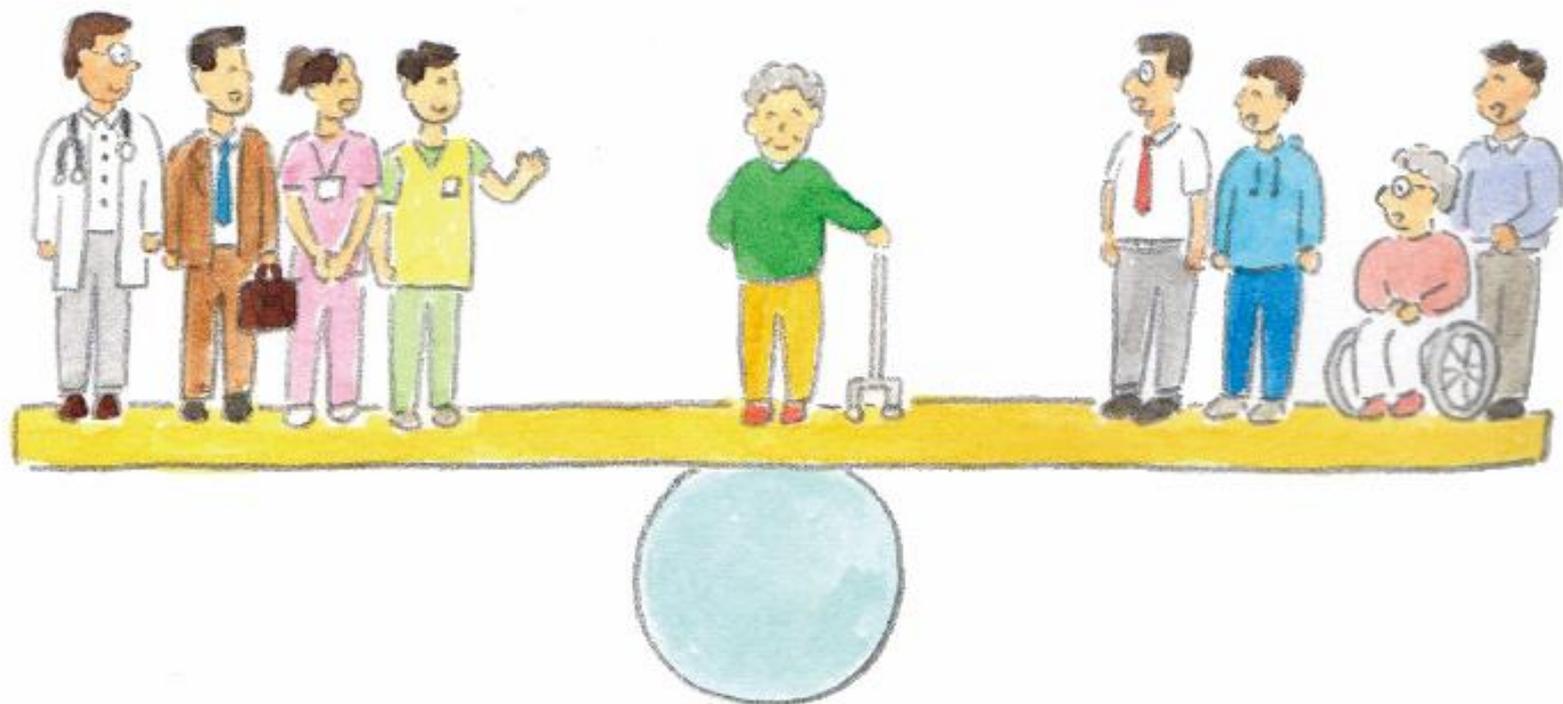
- 個人の自由
- 尊厳
- 生き方の選択

後見人等は、他の支援者よりも圧倒的な権限（代理権等）を有している。このため、本人と同等の立場に立つことが難しくなっている。



チームの弊害を意識した支援

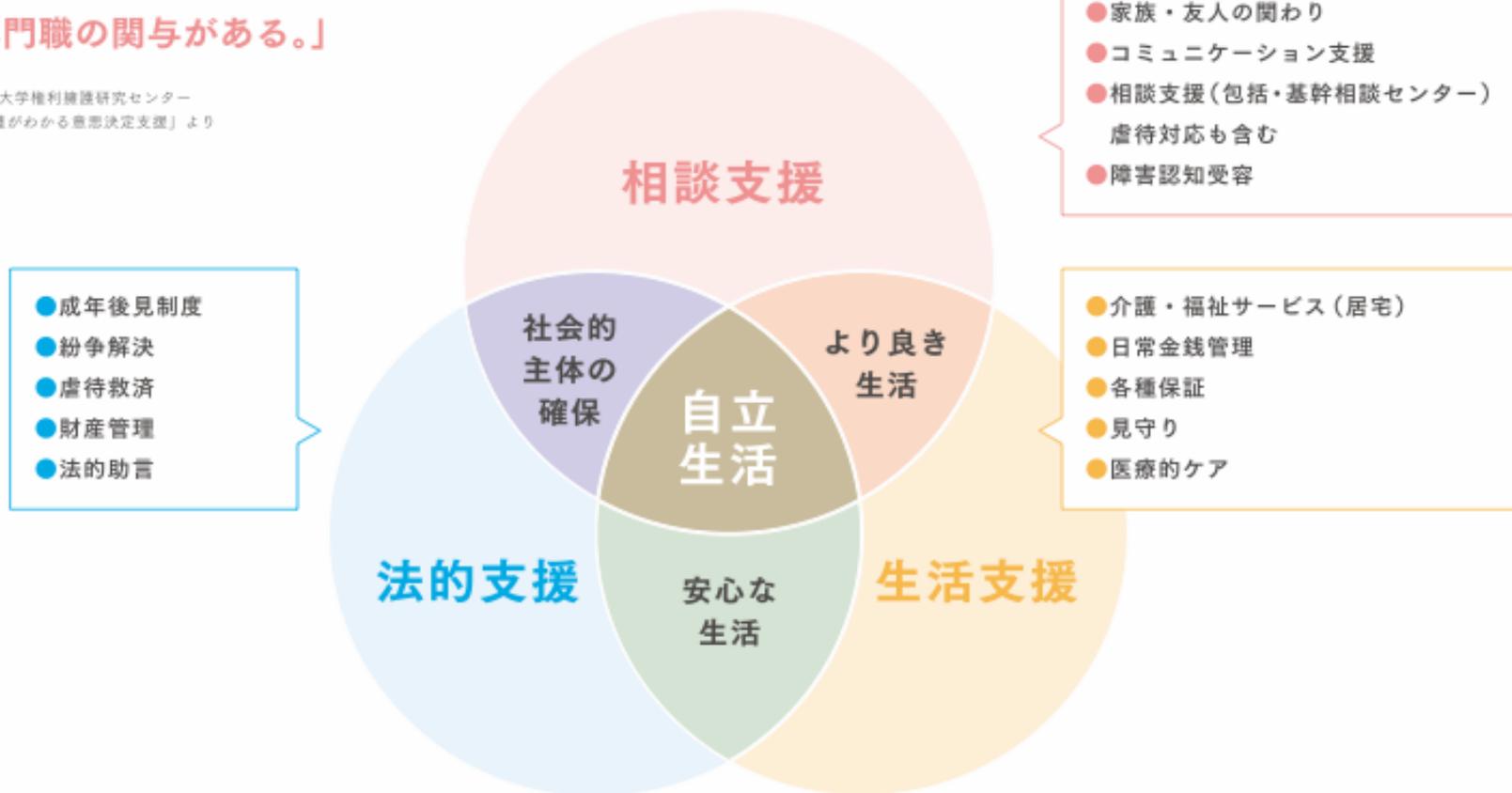
関係のバランスがとれた状態。



権利擁護を考える際の支援の3つの輪

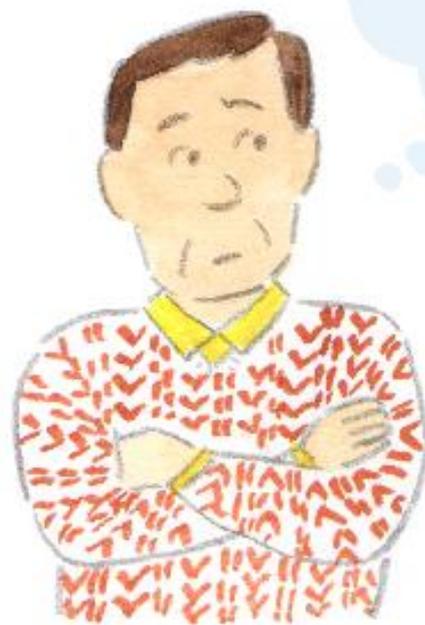
「いずれの支援も専門職と
非専門職の関与がある。」

日本福祉大学権利擁護研究センター
「権利擁護がわかる意思決定支援」より



意思について考えよう ①

正反対の気持ち、矛盾する気持ち、
さまざまな気持ちが両立することもある。



痩せたい



食べたい

意思について考えよう ②

言葉で表現していることと、
本当の思いが異なっている
(うまく表現できていない、自分でも
本心に気づいていない) こともある。

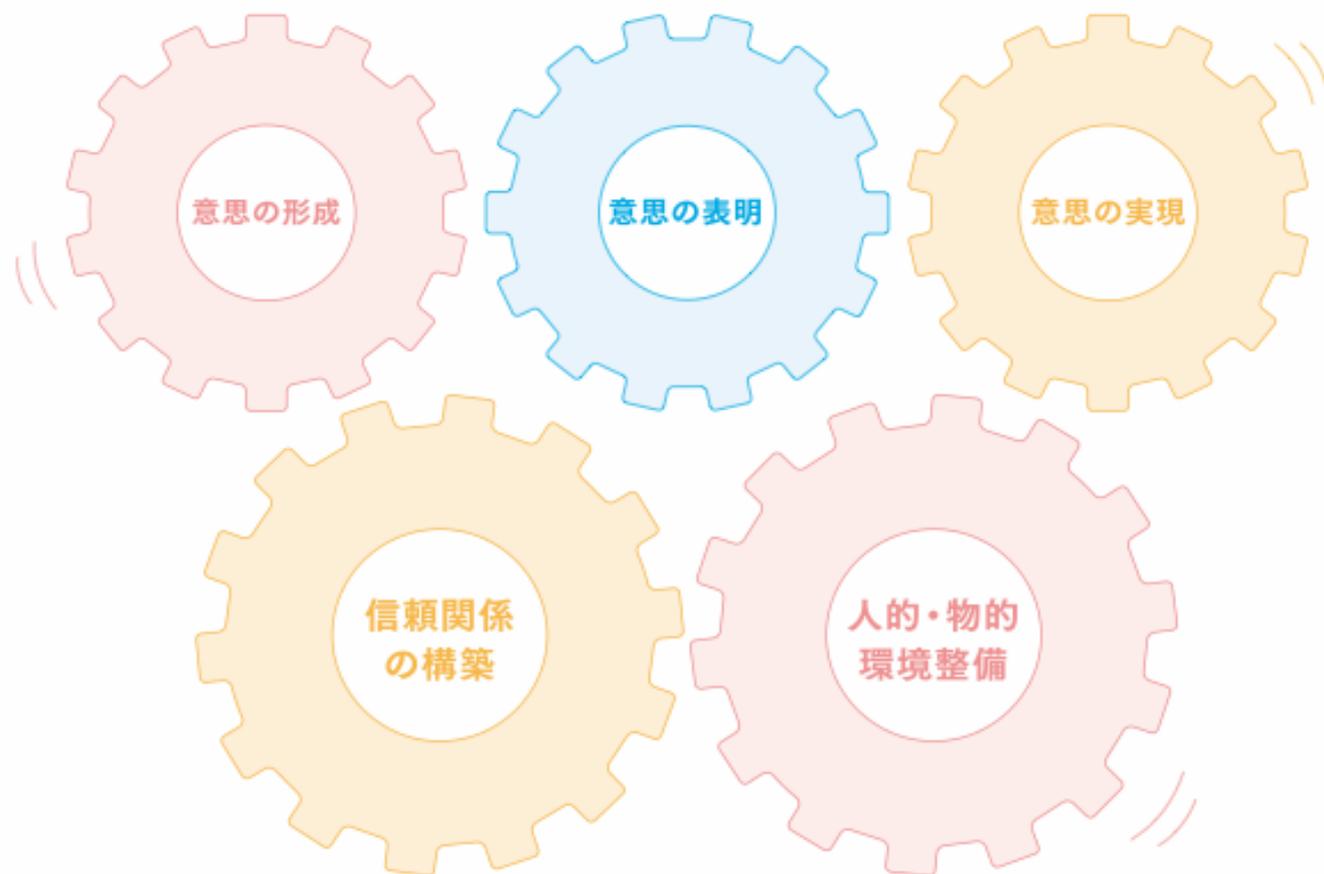


そっとしておいてほしい



放っておいてほしい？

意思決定支援の主要素



信頼関係の構築 / ①本人を知る

- 定期的な面談等により、本人とよくコミュニケーションをとる。
- 周囲の支援者から、本人にとって最適なコミュニケーション方法及び本人の過去、現在について情報収集した上で、本人がこれからどのように生活したいと考えているのか等について話し合う。
- 本人の表情、感情に関する記録、生活史、人間関係、価値観や健康観の情報から、本人の好き嫌い等を知ることができる。



信頼関係の構築 / ⑥コミュニケーションの前提

- コミュニケーションの特性は、疾患や障害の種類だけでなく、個人によっても大きく異なります。
- 本人をよく知る人（身近な家族等、支援者、主治医など）に、本人にとって適切なコミュニケーションの取り方について情報収集し、本人の表情等を観察しながら関わることが求められます。

例1

「Aしたい？」→ 本人「うん、Aしたい」

「Bしたい？」→ 本人「うん、Bしたい」

- AかBを選んで答えているのではなく、尋ねている人（の思い）に合わせて話をしていることがある。

例2

「〇〇するのはどうですか？」

→ 「…」

- 「〇〇したい」という思いが心の中にあっても、それを言葉で表現することが困難で沈黙していることがある。



信頼関係の構築 / ⑦コミュニケーションの手法の例

様々なコミュニケーション手法の中から、本人に適したものを選択します。

- 表情、ボディランゲージ、身ぶり手ぶり
- 文字、絵、写真、イラスト
- コミュニケーションボード、カード
- 音（録音）



本人用のコミュニケーションツールを、ご家族や支援者が作成していることがあります。

「わかりやすさ」を意識してコミュニケーションをとります。

point 文章の書き方

- 簡単に具体的に ● 複雑な表現を避ける
- シンプルな構文にする
- なじみのない外来語は避ける

point 視覚的な見せ方

- 文字は大きめに
- 写真やイラスト、絵文字などを使う
- 意味のまとまりを意識して区切る

詳しくは「わかりやすい情報提供に関するガイドライン」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/dl/171020-01.pdf

意思決定支援ツールの例



揺れるところを 見える化する

TalkingMats®

実践例等
はこちら→



英国スコットランドで開発されたコミュニケーション支援ツールの一つ。アドボケイトやソーシャルワーカー、SLT（言語療法士）等が、認知症高齢者、学習障害・知的障害のある人、その他記憶保持やコミュニケーション等に支障がある方に対する支援で活用されている。

日常生活や重要な局面において、本人の選好や価値観を把握し、意思決定支援のはじめの一步を踏み出すための支援ツールとして、2020年には日本語版も開発された。

環境整備 / ①人的環境整備

周囲の人の態度や関係によって、
本人の意思決定は影響を受けます。

● 尊重する態度

本人の意思を尊重する態度、本人が安心できるような態度で接することが基本です。

これまでの生活や、家族関係を知った上で接することがポイントとなります。

● 信頼関係

本人との間に信頼関係があると、本人は安心して思いを表現しやすくなります。

● 関係性への配慮

立ち会う人への遠慮などから、本人は思いを十分に表現できない場合もあるため、関係性への心配りが必要となります。



環境整備 / ②物的環境整備

物理的環境や時間帯等によっても、
本人の意思決定は影響を受けます。

●慣れた場所で

初めての場所や慣れない場所では、本人は緊張したり混乱したりします。

このような場合は、本人の意思を十分に表現できないことがあるため、なるべく本人が慣れた場所で意思決定支援を行うことが望まれます。

●一番力を発揮できる時間帯で

時間的ゆとりを確保し、緊張や混乱がなく、本人が一番力を発揮できる時間帯で意思決定支援を行うことが望まれます。



意思の形成への支援

適切な情報、環境、認識の下で、
意思が形成されることを支援します。

意思を決定するためには、その内容についての
適切な情報が必要となります。

例1 メニューから注文しようとしても、
メニューが読めなければ選べない。

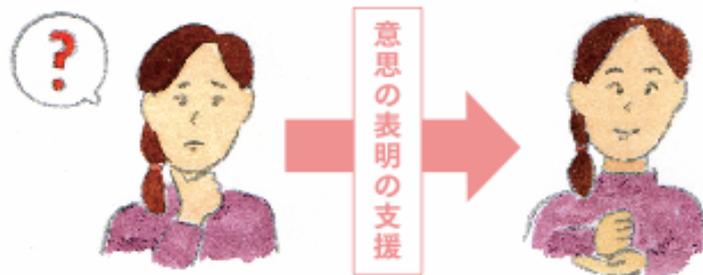
- 本人に伝わる説明が必要。
- 短く、ゆっくりと、分かりやすく。

例2 メニューが読めたとしても、
食べたことがない料理を選ぶことは難しい。

- 「冷やし中華」「麻婆豆腐」が何か知らない人は、それを選ぶことができない。理解できる説明が必要。
- 絵や写真、実物を見せる、試食することによって、何を食べるか（食べないか）、決めることができる。

例3 考えを邪魔するような働きかけがあると、
決めることは難しい。

- 「冷やし中華」か「麻婆豆腐」か食べるものについて悩んでいるのに、ずっと「飲み物を何にするか」の決断を迫られると、考えがまとまらない。



意思の表明の支援

形成された意思を適切に表明・表出することを支援します。

心の中で決めていても、それを表明・表出するには、適切な環境が必要となります。環境整備が重要となります。

例1 「今すぐ決めて！」など、決断を迫る態度で支援者が接すると、本人は心からの希望を表明しにくい。

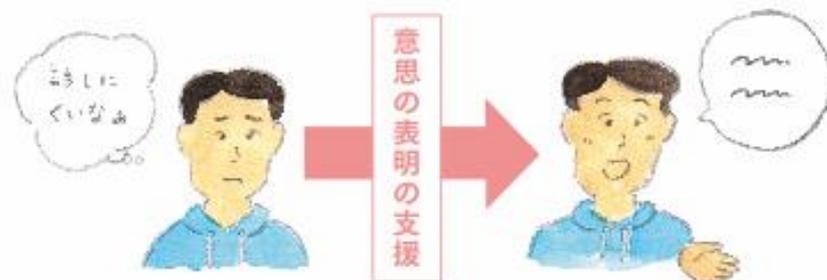
●本人と時間をかけてコミュニケーションをとることが重要です。

例2 「前、〇〇って言ったでしょう？今更変えないで」など、本人の以前の発言の責任を問う態度で支援者が接すると、本人は心からの希望を表明しにくい。

●本人の示した意思は、時間の経過や本人がおかれた状況等によって変わりうるということを許容し、最初に示された意思に縛られることなく、適宜その意思を確認します。

例3 本人「〇〇」→「あれ？」

●本人の表明した意思が、本人の信条や生活歴、価値観等から見て整合性がとれない場合や、表明した意思に迷いがあると考えられる場合等は、本人の意思を形成するプロセスを振り返り、再度意思を確認する。



意思の実現の支援

本人の意思を日常生活・社会生活に反映することを支援します。

表明された本人の意思を実現し、生活に反映することの支援です。

例1

本人の意思が無視されたり否定されたりすることが続くと、本人の意思形成、意思表示の意欲は弱まる。

● 「○○したい」ということを無視され続けると、何を言わなくなる。

例2

意思実現のプロセスにおいても、本人がその能力を最大限に活用して参加することが、エンパワメントとなる。

● 「○○を食べたい」という意思が表明された場合、支援者が料理をして食事介助をしてしまわず、可能なかぎり、本人が買い物や調理から参加したり、自分の力で食事を取ったりすることで、本人が自分自身の力を感じることができる。



意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

1. 意思決定能力の存在推定
2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性
3. 不合理にみえる決定 ≠ 意思決定能力がない
-
4. 本人の推定意思に基づく代行決定
-
5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
6. 代行決定の限定行使
7. 第1原則へ戻る

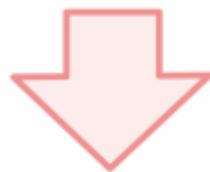
この原則は、意思決定支援と代行決定の考え方の1つとして示しているものです。第4原則については、成年後見人等に広い法的代理権(権限)を持つ存在であることから、より慎重な対応が求められる代行決定の領域に位置付けています。

第1原則 / 意思決定支援の原則①

第1原則 意思決定能力の存在推定

全ての人は意思決定能力があることが推定される。

どのような人でもあっても、本人には意思があり、
決める力があるという前提に立って、意思決定支援をします。



本人には決める力がある
という前提で関わる



意思決定支援については様々な考え方があります。
考え方の1つとして紹介するものです。

第2原則 / 意思決定支援の原則②

第2原則 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援の必要性

本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を
尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

意思決定のための最適な環境（ベストチャンス）を整えるための
支援をし尽くさなければ、代わりに決めることはできません。



あらゆる支援をし尽くして

第3原則 / 意思決定支援の原則③

第3原則 不合理に見える決定≠意思決定能力がないということ
一見すると不合理に見える意思決定でも、
それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

後見人等からみて、合理的とはいえない判断をしたとしても、
それだけで意思決定能力がないと考えてはいけません。



不合理に見える決定も
尊重されるべき

意思決定支援の限界

89

これらのプロセスを踏めばあらゆる本人の意思決定（及び意思決定支援）が許容される、というわけではありません。

本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響（※）を生ずる場合等には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。【第5原則】

※「重大な影響」といえるかどうかは、以下の要素（要件）から判断します。

- ①本人が他に取り得る選択肢と比較して、明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか
- ②一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか
- ③その発生の可能性に確実性があるか

そこまでとは評価できない場合→本人の意思（推定意思）に基づいて支援を行うことが期待される。

例) 自宅での生活を続けることで本人が基本的な日常生活すら維持できない場合
本人が現在有する財産の処分の結果、基本的な日常生活すら維持できないような場合

第4原則 / 代行決定の原則①

後見人等には法的代理権が付与されていることから、代行決定の原則として整理しています。

第4原則 推定意思に基づく代行決定

意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、推定意思に基づく代行決定に移行します。この場合、明確な根拠に基づき、本人の意思を推定します。



〇〇だから、この人ならば、
〇〇を選ぶはず

第5原則 / 代行決定の原則②

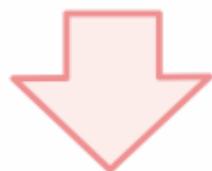
第5原則 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

①本人の意思が推定できない場合や、
②表明されている意思が本人にとって見過ごすことができないような重大な影響を生じるものである場合には、



(本人にとっての)最善の利益に基づく方針を採ります。
この場合、本人の信条・価値観、選好を最大限尊重します。



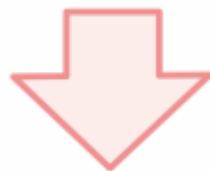
この人にとっての、一番よいことは？

第6原則 / 他者が決定する場合の原則

第6原則 代行決定の限定行使

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

本人を護るためにこれ以上先延ばしにできない場合で、さらに他に手段がない場合には、代わりに決めることとなります。代わりに決める際も、本人にとって最も制限が少ない手段を検討します。



どうしても必要なときは、
もっとも制限が少ない方法で

第7原則 / 意思決定支援の原則へ

第7原則 第1原則へ戻る

一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

代わりに決めなければならなかったとしても、ずっと代わりに決め続けることはできません。次の意思決定の場面では、「決める力がある」という前提で関わりを始めます。



本人には決める力があるという
前提に戻る

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？

本人にとって重大な影響を与えるような契約等をする場合は、**意思決定支援が必要**です。

例

- 施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
- 自宅や高額な資産を売却する場合
- 特定の親族に対する贈与を行う場合 など

すべての人には、自分のことを決める力があるというのが支援の出発点です。意思決定支援は、後見人ひとりで行うのではなく、チームで行います。

意思決定支援のプロセス

チーム全体

後見人等の役割

1 チームをつくります



メンバーがバランスよく選ばれるよう気を付けましょう。

2 支援のための環境を整えます

- 本人が安心して意思決定できるような環境作りが大切です。
- 意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合います。

本人の気持ちや個性に沿って準備が進められているかをチェックします。

3 これから行うミーティングの趣旨を本人に説明します



チームがうまく機能していないときは、チームメンバーに改善を求めることも重要です。

4 本人を変えて意思決定支援のためのミーティングを行います

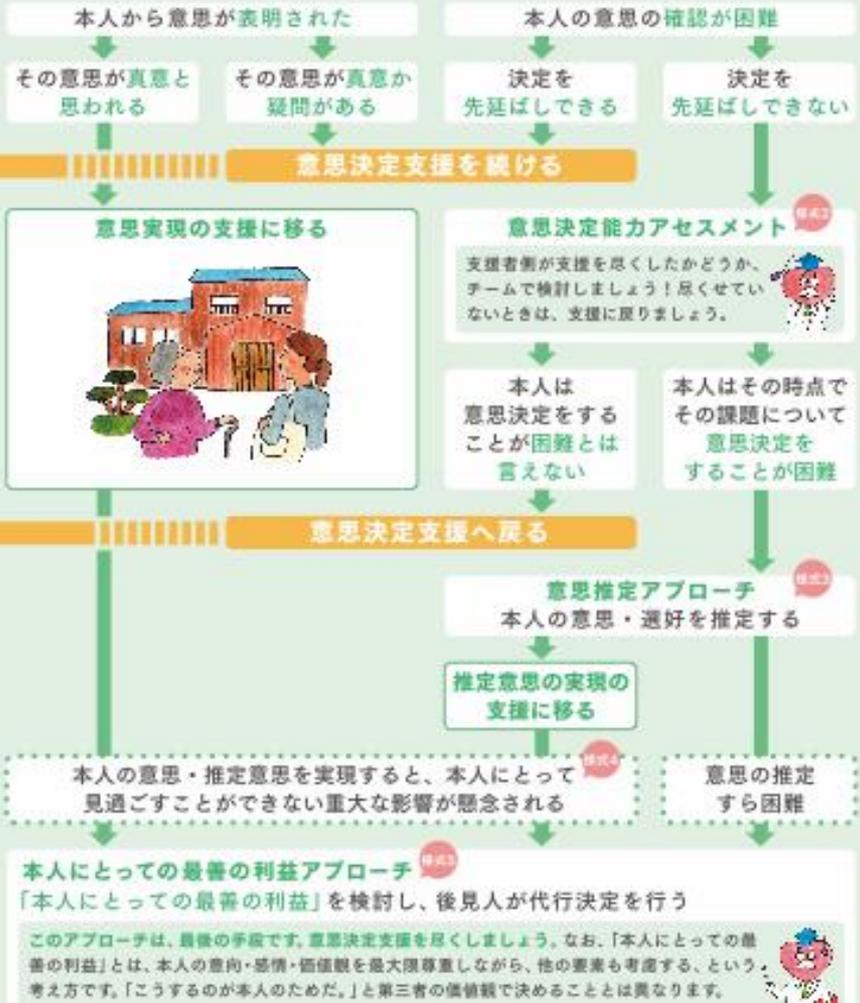
- 1回限りではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともあります。※上記1〜3に戻ることもあります。

ガイドラインに載っているチェックポイントを確認しながら進めましょう！

本人が取り残されないように、本人のペースに合わせた進行になっているか気を付けましょう。

意思決定支援後のプロセスへ(右側→)

意思決定支援後のプロセス



まとめ：意思決定支援のゴール（再掲）



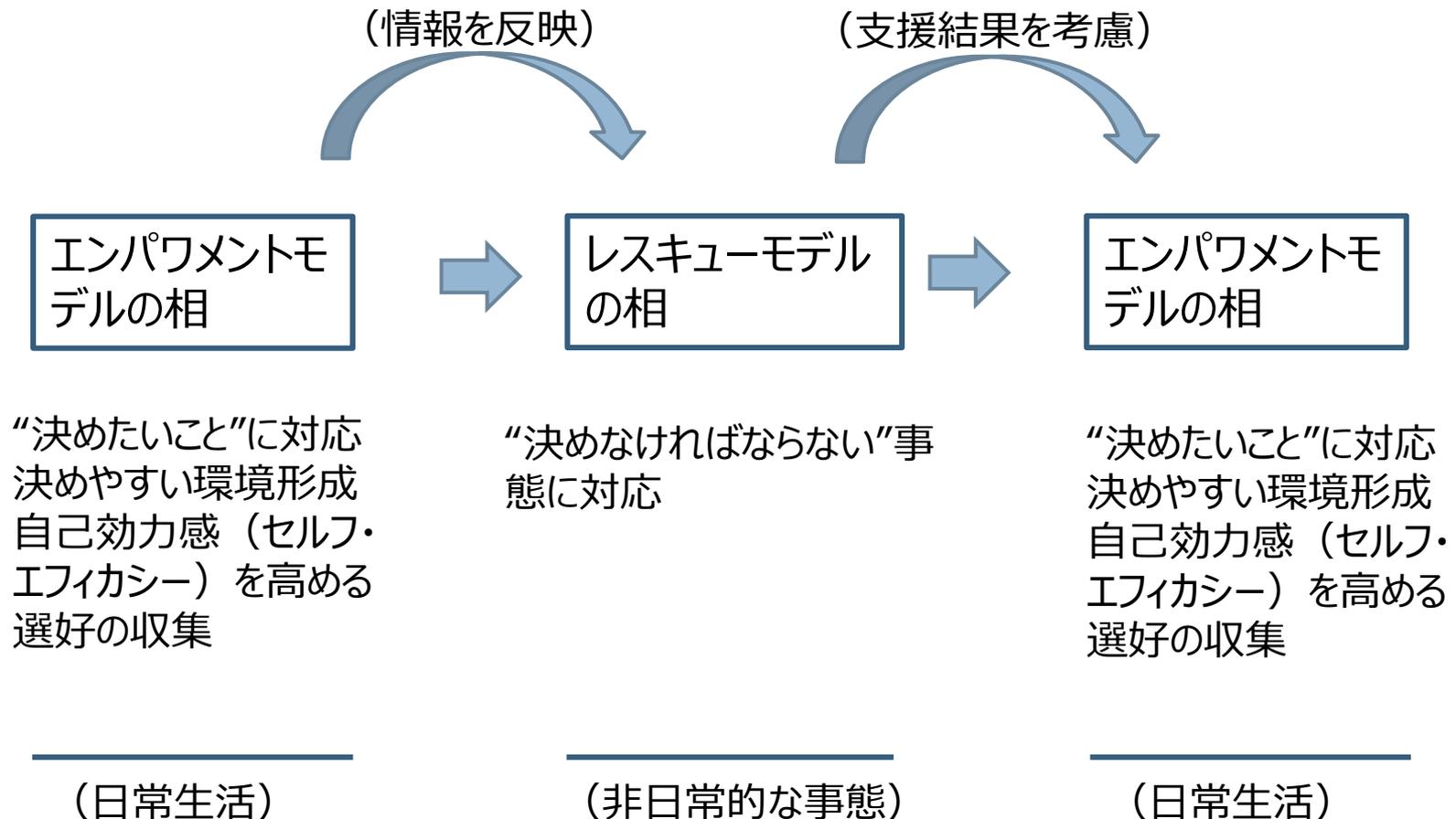
- a. 意思決定支援のゴールは主権の維持にある。そしてそれは、choice and control を保証することである。そしてその関連として、自己効力感 (self-efficacy) の向上や関係性の向上がある。

「意思決定支援」における私たちの仕事は、何を提供すべきかではなく、本人が何を言いたいのか、何を望んでいるかを聞くこと。知ること。

- b. 前述の誤認を加速（助長）させるのが、「決めなければいけない」事態。

日常生活における 意思決定の支援との接続

96



悩ましい事例① ー 共依存 ー

- 同居する息子（50歳、無職）が年金を持っていく。息子が浪費したり家の壁に穴をあけると、本人（女性、75歳、要介護2）は涙ながらに息子が怖いので家を出て別に住みたいと言う。
- 息子には小さいころから苦勞をかけられてきた話をし、この子がこんなになったのは私のせいと言う。しかし、息子が、お母さんがいないと僕はとっくに死んでいたというと、不憫だと言い、家を出る話は立ち消えになる。

大阪弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター「ひまわり」編
「意思決定支援することになったら読む本 ～大阪版意思決定支援ガイドラインを基本に考える～」
(2021年3月・大阪弁護士共同組合・120頁以下)

悩ましい事例② ーセルフネグレクトー

- 本人（75歳、要介護4）は腰を痛めて思うように動けなくなり、手術も難しいと言われている。
- 普段の生活ができなくなっており、介護支援が必要。本人には介助が必要な身体状態にあるからと説明してヘルパー導入を進めたが、家にヘルパーが入ることを拒否する。

大阪弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター「ひまわり」編
「意思決定支援することになったら読む本 ～大阪版意思決定支援ガイドラインを基本に考える～」
(2021年3月・大阪弁護士共同組合・121頁以下)

悩ましい事例③ ーゴミ屋敷ー

- 部屋に物が天井まで積まれており、玄関先や建物の外にも物があふれかえり、異臭が建物から漂っている。本人（75歳、認知症の疑いあり）に話をすると何も困っていないと答える。物を捨てることは同意しない。

大阪弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター「ひまわり」編
「意思決定支援することになったら読む本 ～大阪版意思決定支援ガイドラインを基本に考える～」
(2021年3月・大阪弁護士共同組合・122頁以下)

悩ましい事例④ —ひきこもり—

- 母（75歳、年金、要介護2）と息子（50歳、無職）の2人暮らし。息子は大学卒業後務めた会社の上司からいじめを受けてうつ病になり休職後退職し、自室に引きこもるようになり、30年近く家から出なくなった。
- 息子は昼夜逆転しており、母が日中デイサービスの利用に行こうとしても、送迎時の音がうるさいと言うので母はデイサービスに行くとは言わない。

大阪弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター「ひまわり」編
「意思決定支援することになったら読む本 ～大阪版意思決定支援ガイドラインを基本に考える～」
(2021年3月・大阪弁護士共同組合・123頁以下)

悩ましい事例⑤ 一浪費一

- 親が遺した財産がある程度あり、本人（50歳、無職）は欲しいと思えば時計、仕立てシャツなどをいくつも買い、高級レストランで食事をしワインを飲んでいる。外出するときはタクシーを利用している。競馬もしている。
- このまま使い続ければ、数年内に本人の財産は何もなくなり、生活保護を受けるしかない状態にある。

大阪弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター「ひまわり」編
「意思決定支援することになったら読む本 ～大阪版意思決定支援ガイドラインを基本に考える～」
(2021年3月・大阪弁護士共同組合・124頁以下)

悩ましい事例⑥ 一妄想一

- Aさんは、家の中を物でいっぱいにしてあります。理由を尋ねると「物が盗まれるからガードしている」とのことです。訪問して話をしていると、最初のうちは普通の受け答えなのですが、そのうちに段々と妄想が広がり、あれがなくなった、これの置き場所が動いている、誰かが家の中に入ってきたようだ、鍵も締めたはずなのに開いていた、などという話になっていきます。
- 施設入所の話や、福祉サービスの話など、本人と相談して決めたいことがいろいろあるのですが、毎回、妄想の話で終わります。どのように本人とコミュニケーションをとっていけばいいでしょうか。

大阪弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター「ひまわり」編
「意思決定支援することになったら読む本 ～大阪版意思決定支援ガイドラインを基本に考える～」
(2021年3月・大阪弁護士共同組合・125頁以下)

第3章

成年後見制度の動向 ～課題と展望～

第二期成年後見制度利用促進基本計画

**第二期基本計画を踏まえた
今後の権利擁護支援施策の展望は？**

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

**権利擁護支援の
地域連携ネットワーク**

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題

(平成29年度～令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 20%
親族以外80%（うち弁護士26%、司法書士38%）

○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

第二期計画における対応

(令和4年度～8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備（整備率はR2.10月:15%、R3年度末見込み:44%）
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定（策定率はR2.10月:16%、R3年度末59%）
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定） ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

4

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（令和3年度概要版抜粋）

R3速報値

調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県

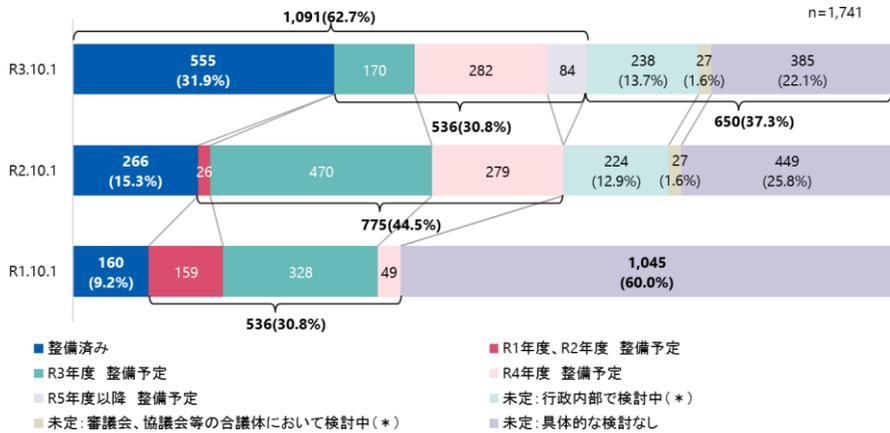
調査時点：令和3年10月1日（一部の調査項目は令和2年度実績等）

※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある。

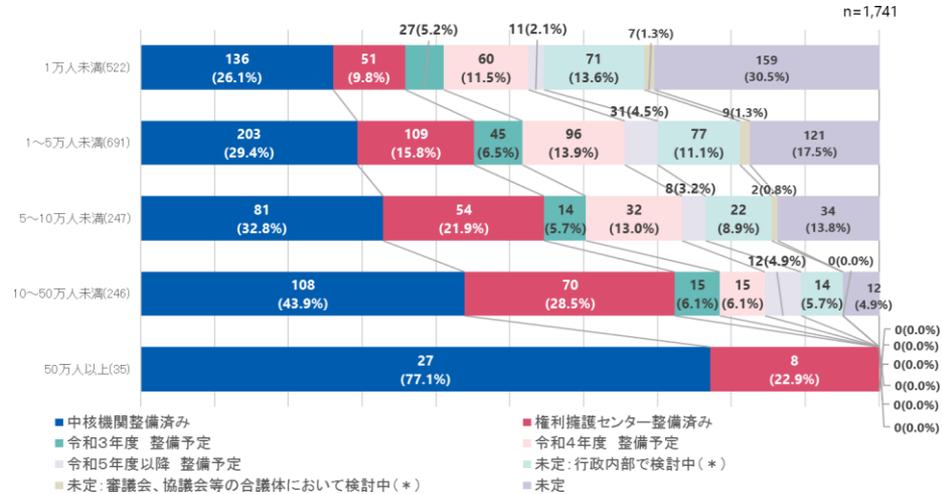
1 中核機関の整備状況

<整備済(R3.10時点)：555市町村(31.9%)⇒整備済+整備見込あり:1,091市町村(62.7%)>【令和6年度末KPI:1,741市町村】

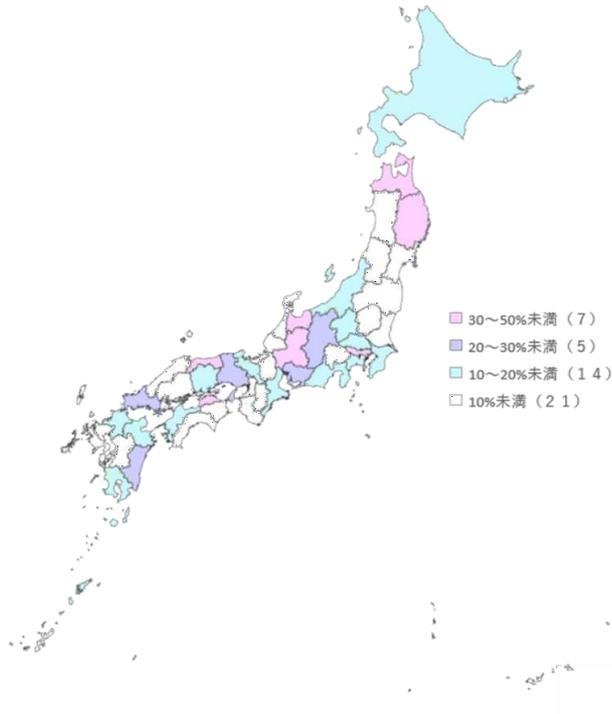
●中核機関の整備状況、整備(予定)時期<全体>



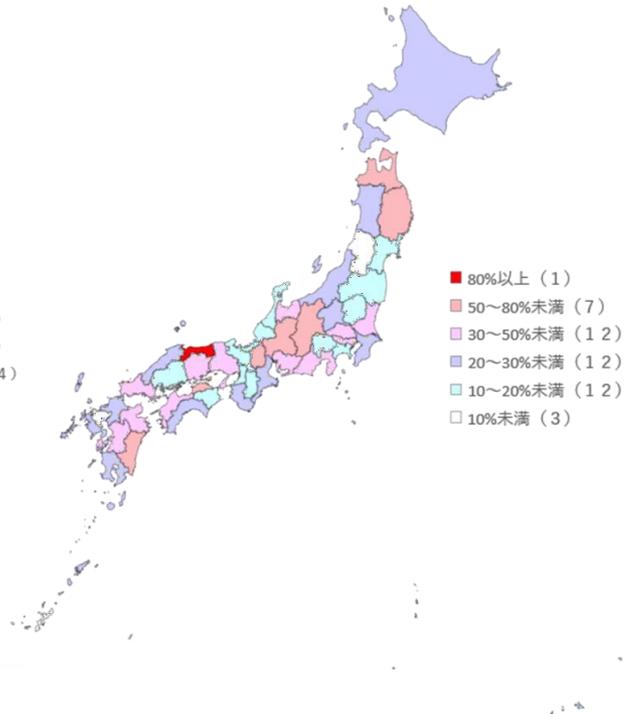
●中核機関等の整備状況、整備(予定)時期<自治体規模別>



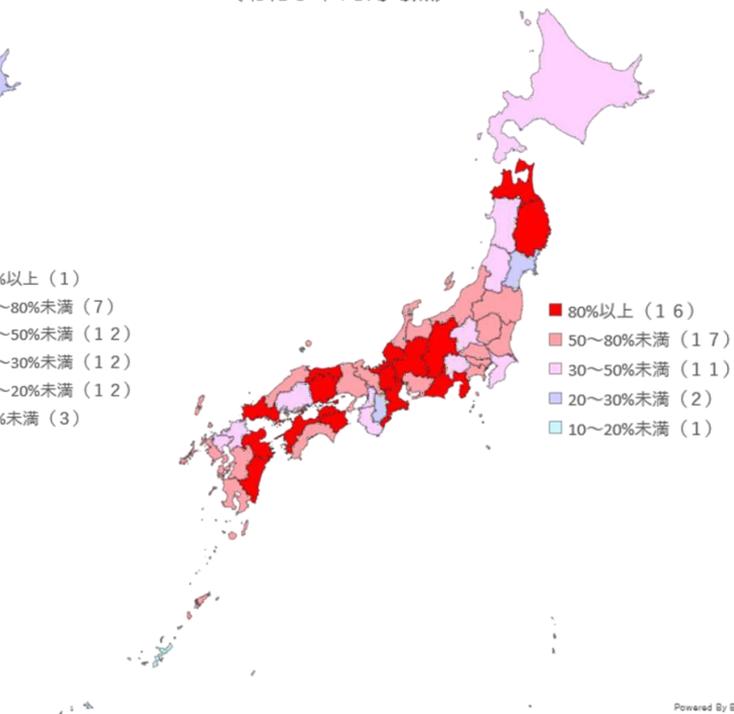
中核機関整備済み市町村割合
(令和2年10月時点)



中核機関整備済み市町村割合
(令和3年10月時点)



中核機関整備済み+整備見込みあり市町村割合
(令和3年10月時点)



成年後見制度利用促進ポータルサイト（成年後見はやわかり）の運営等各種広報・周知の実施【令和2年度～】

市町村の体制整備の推進に関する取組

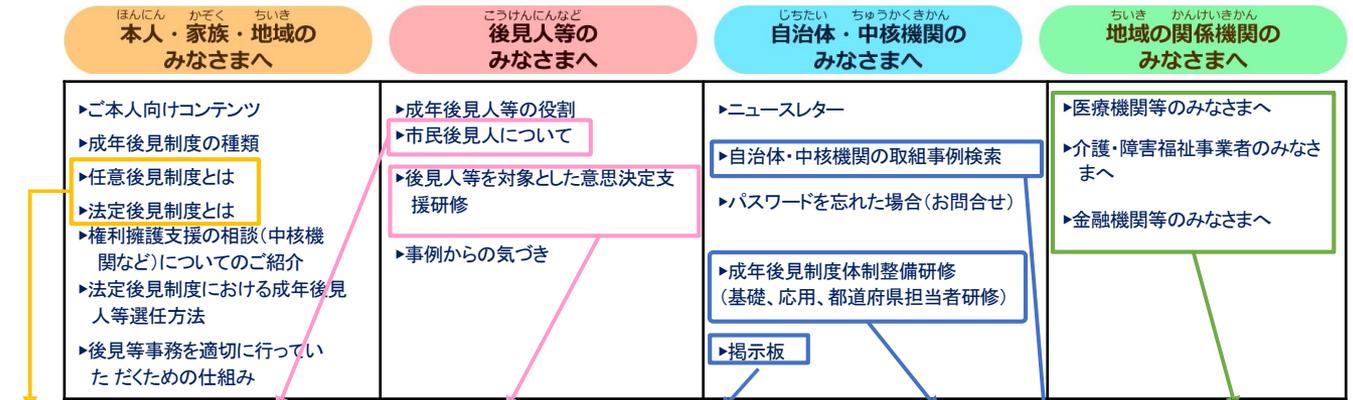
- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。
サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、活躍している市民後見人のインタビューを含む制度説明動画のほか、令和3年度の体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。
- その他、任意後見制度や成年後見制度の適切な利用を呼びかけるポスターや、障害のある当事者向けの制度説明パンフレットを制作し、全国の自治体に展開。
- 令和4年度は、オンラインを通じて、自治体職員や各種アドバイザーの交流を促す取組を実施予定。

◆ サイト名: 成年後見はやわかり (URL: <https://guardianship.mhlw.go.jp/>)

●ポータルサイトTOP



●ポータルサイトの各ページイメージ



制度を利用している当事者や支援者のインタビューを含む制度の説明動画を掲載。「市民後見人の活動」の動画も掲載。

現在実施中の「後見人等への意思決定支援研修」の研修資料や映像素材を掲載。「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を学ぶ研修を実施する際にも活用可能。

掲示板により、自治体・中核機関の職員間で、情報交換が可能。

令和3年度の国研修の資料、講義動画をアップ。

検索システムにより、厚労省ホームページ「成年後見制度利用促進」の「自治体事例紹介」に掲載している取組事例について、人口規模やキーワードなどで検索可能。

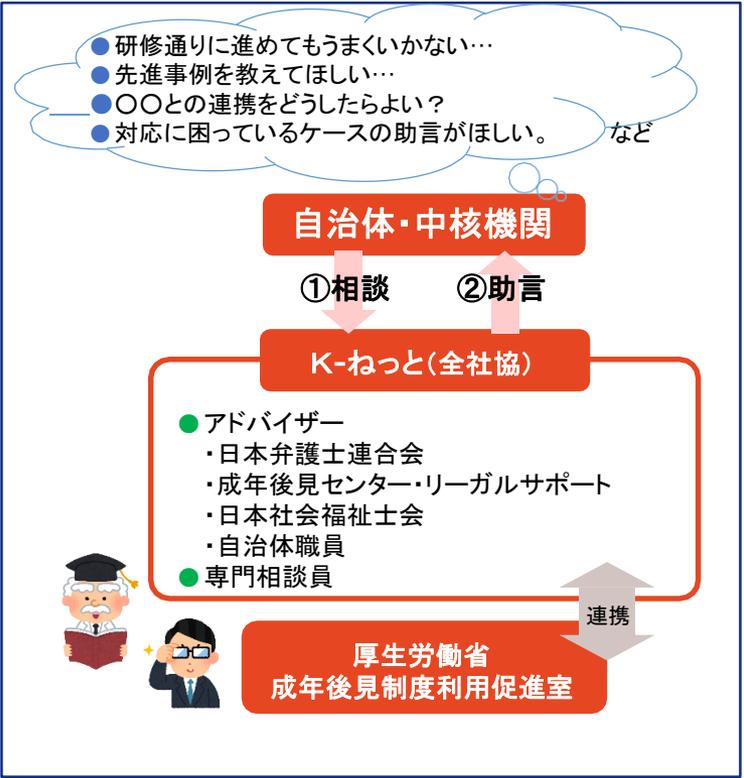
関係機関向けに、成年後見制度や利用促進、意思決定支援に関する内容を解説。

それぞれの機関を利用する方を対象としたリーフレットをプリントアウト可能。

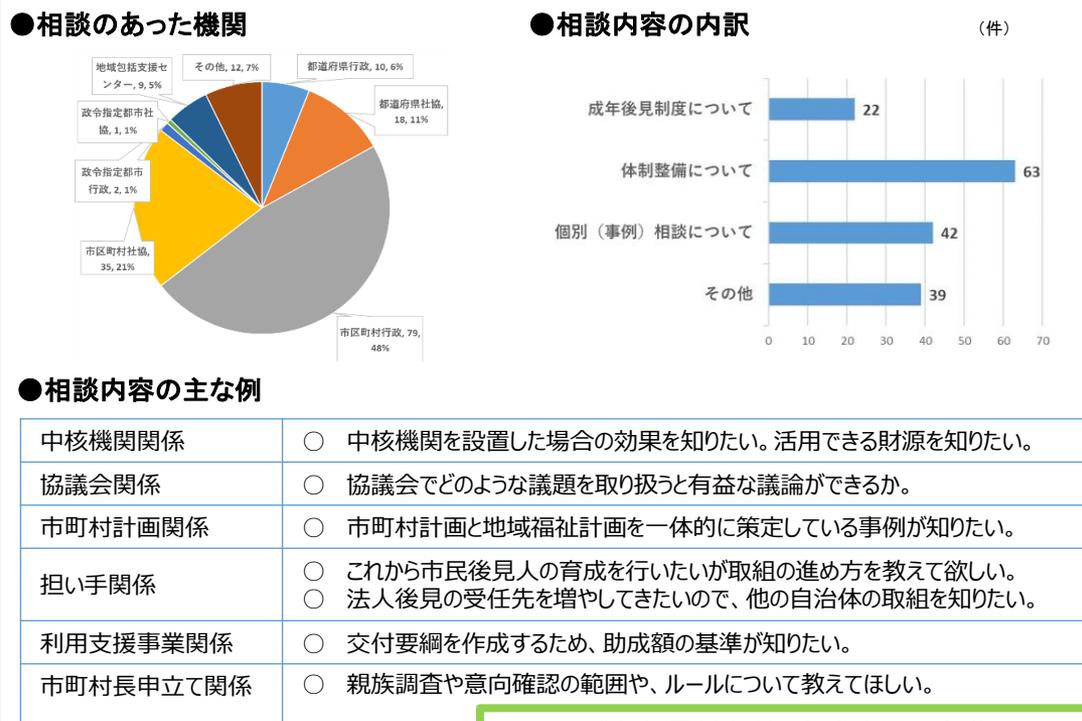
権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の開設【令和2年度～】

- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、令和2年度より、相談窓口（愛称：K-ねっと）を全国社会福祉協議会に設置（国の委託事業）。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）や自治体職員などのアドバイザーや、専門相談員（成年後見制度や権利擁護支援の相談対応歴の豊富な社会福祉士）の助言を受けながら、相談に応じている。
- 相談実績（R3.4.1～R4.3.7）は、166件（うち、電話による相談が80%（132件）、メールによる相談が20%（34件）。）となっている。
- K-ねっとに寄せられる相談は、市町村職員からのものが多い。また、相談内容は、体制整備についてが38%（63件）と最も多く、以下、個別事例の対応についてが25%（42件）、成年後見制度についてが13%（22件）の順になっている。

◆ K-ねっとの実施スキーム



◆ K-ねっとの相談実績等（令和4年3月時点）



第13回成年後見制度利用促進専門家会議（2022年5月18日）資料2-1を引用

市町村長申立ての適切な実施

○全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、市町村申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていく。

◆ 市町村長申立基準等の周知

○自治体関係者や有識者で構成される「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」の議論を踏まえ、令和3年11月に市町村長申立て基準及び虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方を各都道府県・各市町村宛てに通知※。

○今後は全国会議や研修の機会を通じて本通知の周知を図るとともに、全国の状況のフォローアップを行う。

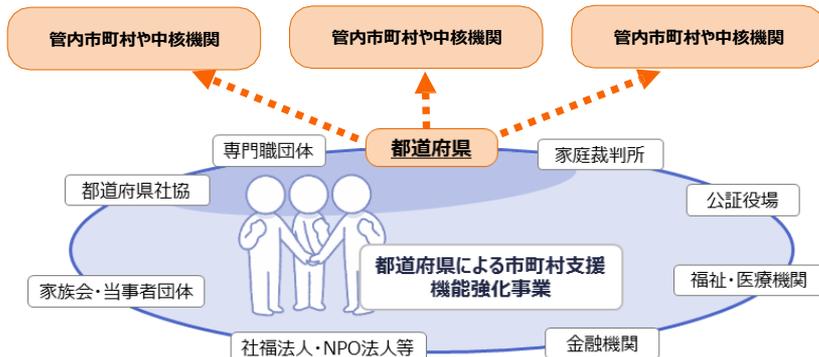
※ 令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知

◆ 調査研究の実施(老人保健健康増進等事業)

○令和4年度老人保健健康増進等事業において、全国の市町村長申立ての実施状況や支障事例の詳細の把握を行うとともに、各自治体の要綱やマニュアル等の好事例の収集・整理を行い、自治体への提供につながるような事例集のとりまとめを行う予定。

◆ 市町村長申立て業務の実務能力の向上

○令和4年度から、都道府県が市町村・中核機関の職員等向けに実施する市町村長申立て業務等の実務能力向上のための研修に対する費用助成を開始。
(「都道府県による市町村支援機能強化事業」成年後見制度利用促進体制整備事業:3.2億円の内数)



○ 都道府県による市町村支援機能強化事業【実施主体：都道府県（委託可）】

● 司法専門職や家裁等との定期的な協議と市町村職員向け研修を実施する都道府県に補助を行う。また、相談窓口を設置し、各アドバイザーの派遣等を行う場合は加算する。

<基準額> 1,000千円/必須取組

4,000千円/加算取組 (1都道府県あたり最大10,000千円)

【必須】①司法専門職や家庭裁判所等と定期的な協議の実施

②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣

②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

<補助率> 1/2

助成対象は、成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める研修や市町村長申立業務等の実務能力を向上させるための研修等

成年後見制度利用支援事業の推進

第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、**成年後見制度利用支援事業の適切な実施を推進**。

◆ 全国担当課長会議における周知・実施状況の公表

- 令和4年3月開催の全国担当課長会議において、**未実施の市町村に対しては事業を実施すること、現に実施している市町村に対しては、市町村長申立に限らず本人や親族からの申立も対象とすること、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること等**について周知。
- 各市町村における申立費用や報酬に対する**助成制度の状況をWebにおいて公表**（「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」）。

◆ 調査研究の実施（老人保健健康増進等事業）

- 令和4年度老人保健健康増進等事業において、全国の成年後見制度利用支援事業の**実施状況や未実施理由の詳細を把握するとともに、適切な実施につなげるための留意事項を整理する**予定。

（参考）成年後見制度に係る申立費用や報酬助成の状況

高齢者関係

n=1,741 / R2.4 1,660自治体 / R3.4 1,683自治体

・申立費用及び報酬両助成あり	1,508自治体・86.6%	→	1,563自治体・89.8%
・申立費用助成のみ	25自治体・1.4%	→	16自治体・0.9%
・報酬助成のみ	127自治体・7.3%	→	104自治体・6.0%
・いずれもなし	81自治体・4.7%	→	58自治体・3.3%

障害者関係

※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある

n=1,741 / R2.4 1,650自治体 / R3.4 1,673自治体

・申立費用及び報酬両助成あり	1,504自治体・86.4%	→	1,554自治体・89.3%
・申立費用助成のみ	30自治体・1.7%	→	19自治体・1.1%
・報酬助成のみ	116自治体・6.7%	→	100自治体・5.7%
・いずれもなし	91自治体・5.2%	→	68自治体・3.9%

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R3.4	1,681	1,055	1,030	859	1,682	1,667	1,665	27	1,656
R2.4	1,637	868	831	659	1,652	1,618	1,612	80	1,577
H31.4	1,658	813	781	636	1,658	1,613	1,604	83	1,575

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R3.4	1,670	1,043	1,010	861	1,672	1,659	1,658	35	1,638
R2.4	1,616	832	796	623	1,623	1,582	1,573	84	1,541
H31.4	1,642	789	756	629	1,642	1,579	1,571	97	1,545

出典：成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（令和3年度速報値） 18

市民後見人の養成者数(令和3年4月1日時点)と今後の見通し

成年後見制度利用促進専門家会議第13回

参考資料5 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(概要版)11頁参照

市民後見人の養成者数

合計 1万9,044名

※時点までの累計の養成者数

養成者のうち、成年後見人等として選任されている市民後見人の数

合計 1,641名

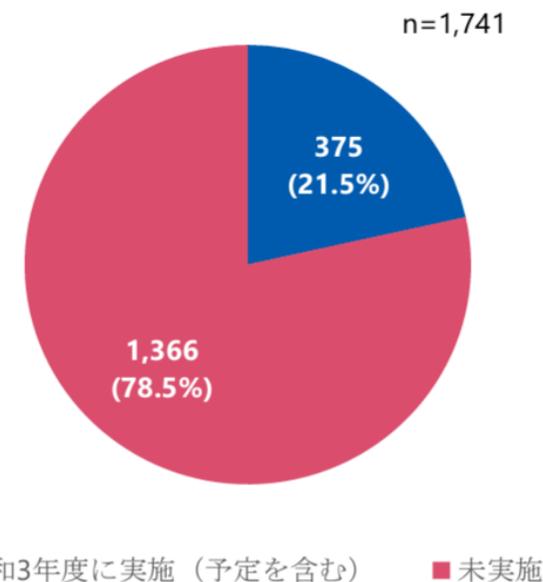
※累計ではなく時点における受任者数

養成者のうち、成年後見人等以外の活動に従事する市民後見人の数

- ・ 法人後見の支援員 合計 2,427名
- ・ 日常生活自立支援事業の生活支援員 合計 2,892名

※累計ではなく時点における従事者数

市民後見人の養成



○ 令和4年度老人保健健康増進等事業において、

- ① 平成23年度に策定した「市民後見人養成研修カリキュラム」の見直しを行い、意思決定支援や身上保護の内容を含めるなどその内容を充実させることを検討するとともに、
- ② 地域において広く権利擁護の支援を行っている市民後見人養成研修修了者の活動の状況等について調査を行い、活用の推進方策を検討することを予定。

市民後見人の育成・活躍支援

○ 市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた地域住民（専門職や親族ではない）であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。

○ 第二期計画では、**地域共生社会の実現という観点も重視**して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。

専門家会議での指摘



地域住民が、生活者の視線で、丁寧な身上保護・意思決定支援を行うことにより、地域住民である本人を支えている。このことによる本人へのエンパワメント効果がある。

市民後見人の活動そのものが、住民による地域課題解決の取り組みとなっている。



育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ない

市民後見人養成に取り組んでいる市町村は22%（令和2.10.1）

第二期計画案におけるポイント

- 地域共生社会の実現という観点も重視して推進
- 国は養成カリキュラムを見直しの検討。
国は、養成研修終了後、（選任されていないものの）**制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など**をしている人にふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策を検討。
- 都道府県・市町村は、カリキュラムの見直しや、**養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大**を行うしくみづくりを行う。
- 都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働。
- 市町村による活躍支援と都道府県による広域支援。

市民後見人の育成支援とは

地域住民が後見人等として活動できるようにするための支援



地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援

後見人等への意思決定支援研修の実施など意思決定支援の推進 【令和2年度～】

第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を踏まえた支援を全国的に普及していくため、令和2～3年度の2か年で全47都道府県で、延べ4,678名（令和2年度：15カ所で2,777名が受講申込み。令和3年度：32カ所で1,901名が受講申込み。）の後見人等を対象に研修を実施。また、全国各地の高等裁判所、家庭裁判所からも傍聴を受け入れている。
- 令和4年度からは、本研修カリキュラムを参考に、都道府県等が意思決定支援研修を実施していくことができるよう、厚生労働省において、研修講師の養成を進める。

◆ 意思決定支援研修のカリキュラム概要

<研修目標>

- 代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた”気づき”を得る
- 後見人が、意思決定支援を踏まえた後見実務にやりがいや達成感を感じて前向きに取り組めるきっかけ作り
- 後見事務における意思決定支援の実施において必要不可欠と考えられる考え方及び知識について習得

章	タイトル	内容
第1章	意思決定支援と代行決定 	<p>①冒頭で、他者から「決めつけられる」という疑似ロールプレイを体験。</p>  <p>②その上で、意思決定支援の基本的考え方や、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」における原則について学ぶ。</p> 
第2章	後見事務における意思決定支援	後見事務における意思決定支援の体系を解説。研修プログラムを作成するにあたって寄せられた当事者からの声や好事例、残念な事例を紹介。財産管理における意思決定支援の視点も解説。
第3章	意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン 	<p>「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の3つの場面（①支援チームの編成と支援環境の調整、②本人への趣旨説明、③本人を交えたミーティング）について、ガイドライン掲載事例をもとにしたドラマ映像を視聴して話し合うグループワークを実施。グループワークを交えながらガイドラインのプロセスを学ぶ。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>場面①</p>  <p>支援チームの編成と支援環境の調整</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>場面②</p>  <p>本人への趣旨説明</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>場面③</p>  <p>本人を交えたミーティング</p> </div> </div>
第4章	Q & A	意思決定支援ワーキング・グループで作成したQ & Aを掲載。

第13回成年後見制度利用促進専門家会議
(2022年5月18日) 資料2-1を引用

成年後見制度の見直し—成年後見制度の在り方に関する研究会（法務省）

- 検討対象 成年後見制度（法定後見制度・任意後見制度）の見直し
 - 時 期 第1回 令和4年6月7日
 - メンバー 座 長 山野目章夫・早稲田大学大学院法務研究科教授
委 員 合計13名（学者6名、弁護士1名、司法書士1名、
社会福祉士1名、当事者団体4名）
関係省庁 法務省民事局、厚生労働省社会・援護局、最高裁家庭局
- ※ 公益社団法人商事法務研究会が主催。

第13回成年後見制度利用促進専門家会議
（2022年5月18日）資料2-2を一部抜粋して引用

(2) 見直しに関する主な論点

成年後見制度利用促進専門家会議においては、制度の見直しに関し、以下のような指摘がされた。

- **成年後見制度のスポット利用の可否**
 - ・他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき
- **成年後見制度の3類型の在り方**
 - ・成年後見制度の3類型（後見・保佐・補助）を廃止して、事案に応じて権限を付与すべき
- **成年後見人の柔軟な交代**
 - ・本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべき
- **成年後見人の報酬の在り方**
 - ・後見人等の報酬の決定についてできるだけ予測可能性の高い制度にすべき
- **任意後見制度の在り方**
 - ・任意後見制度の利用が低調であるため、同制度の利用を促進する方策を検討すべき
 - ・本人の判断能力が低下しているのに、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てがされていない

【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

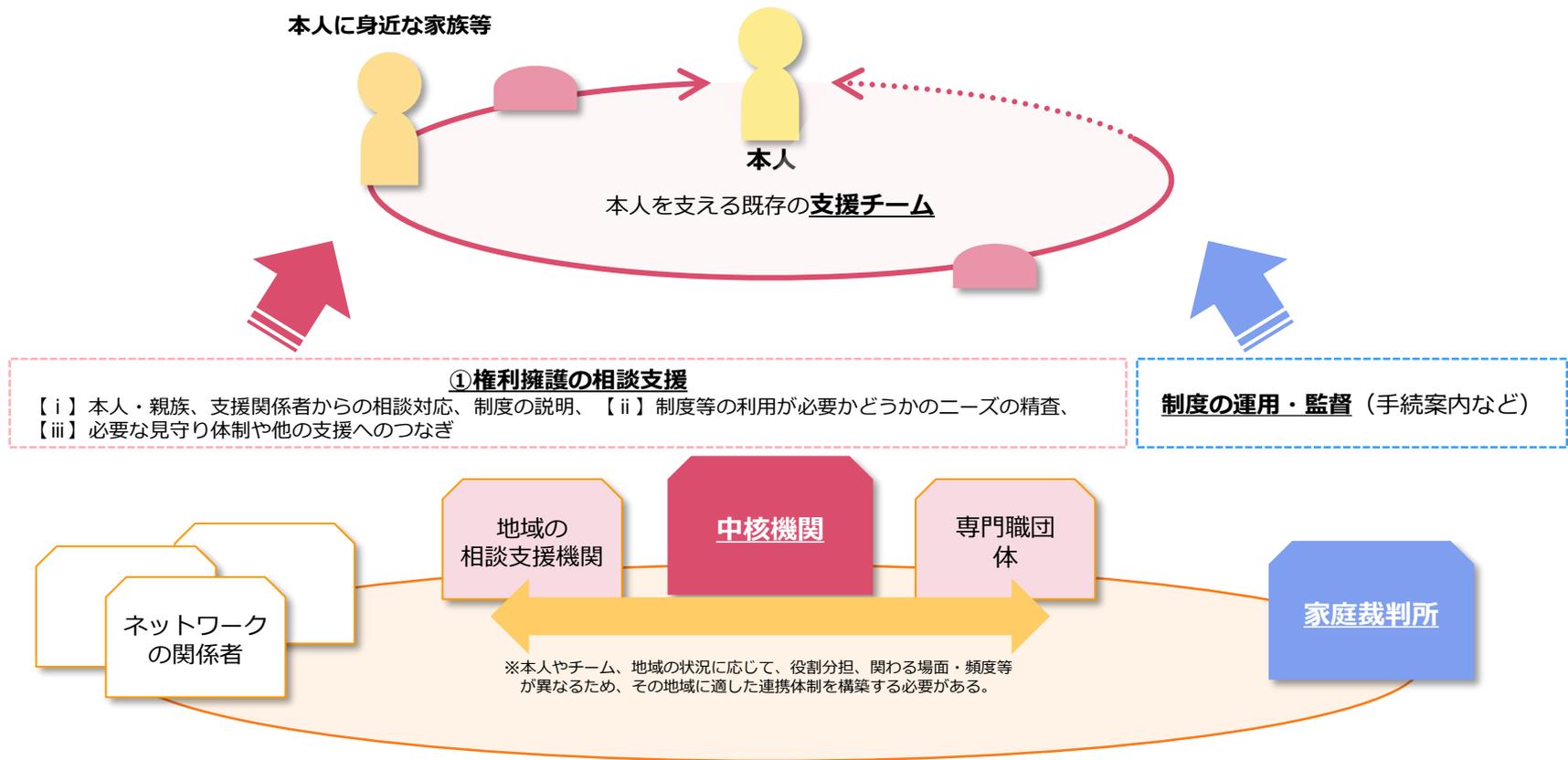
～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、**権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能**がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<p>①「権利擁護の相談支援」機能</p> <p>○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ 	<p>①「制度利用の案内」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<p>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</p> <p>○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人候補者や選任形態の検討・マッチング） 	<p>②「適切な選任形態の判断」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	<p>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</p> <p>○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <p><チームによる支援の開始後、必要に応じて></p> <ul style="list-style-type: none"> 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など） 	<p>③「適切な後見事務の確保」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 必要に応じた指導や指示、監督処分 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

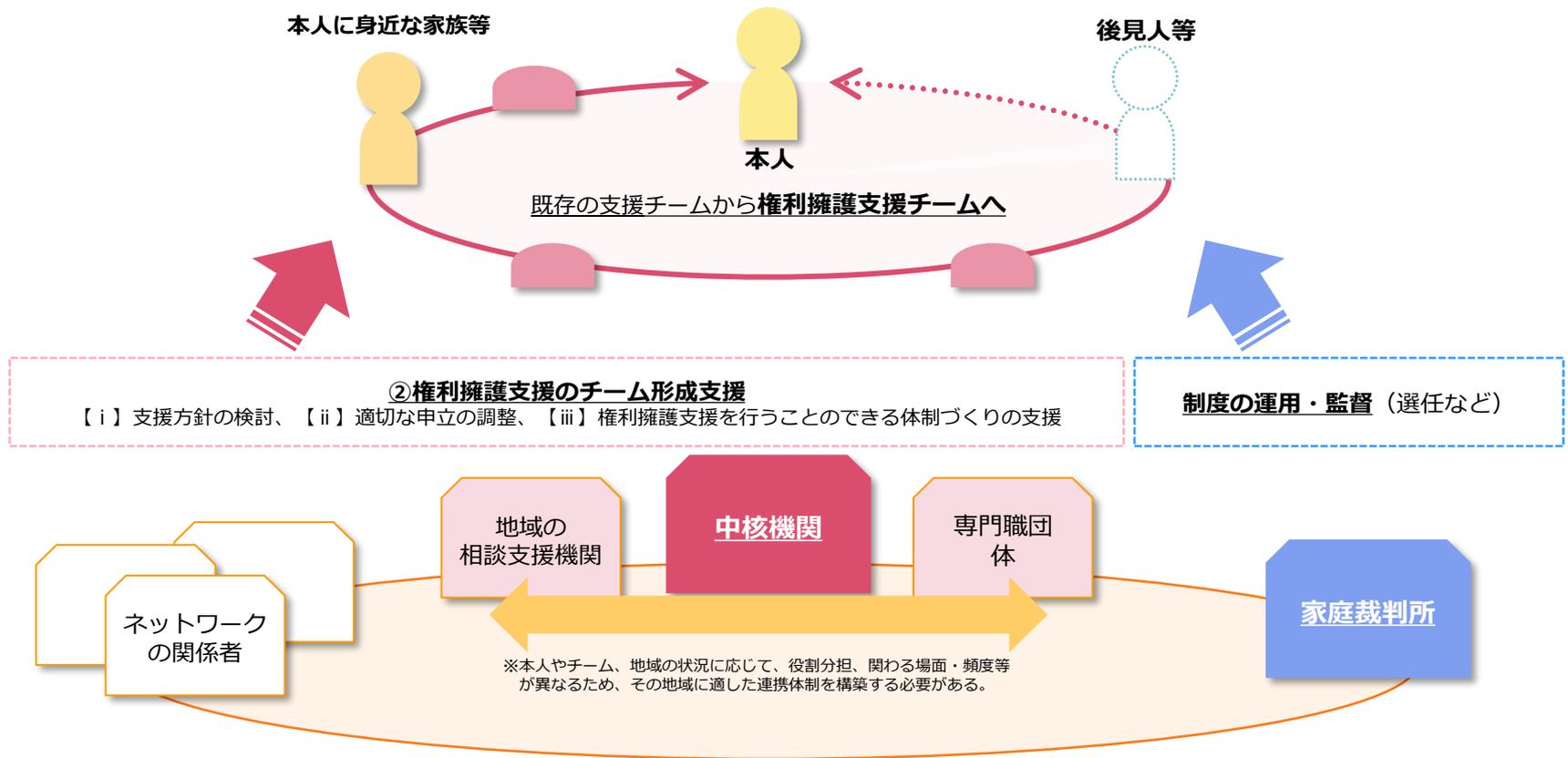
参考：権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）

- 本人を取り巻く関係者が、権利擁護支援に関するニーズに気づき、必要な支援につなぐ場面。
- この場面では、成年後見制度につなぐ場合や、同制度以外の権利擁護支援（権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトの対応、消費生活センターの相談対応など）につなぐ場合がある。



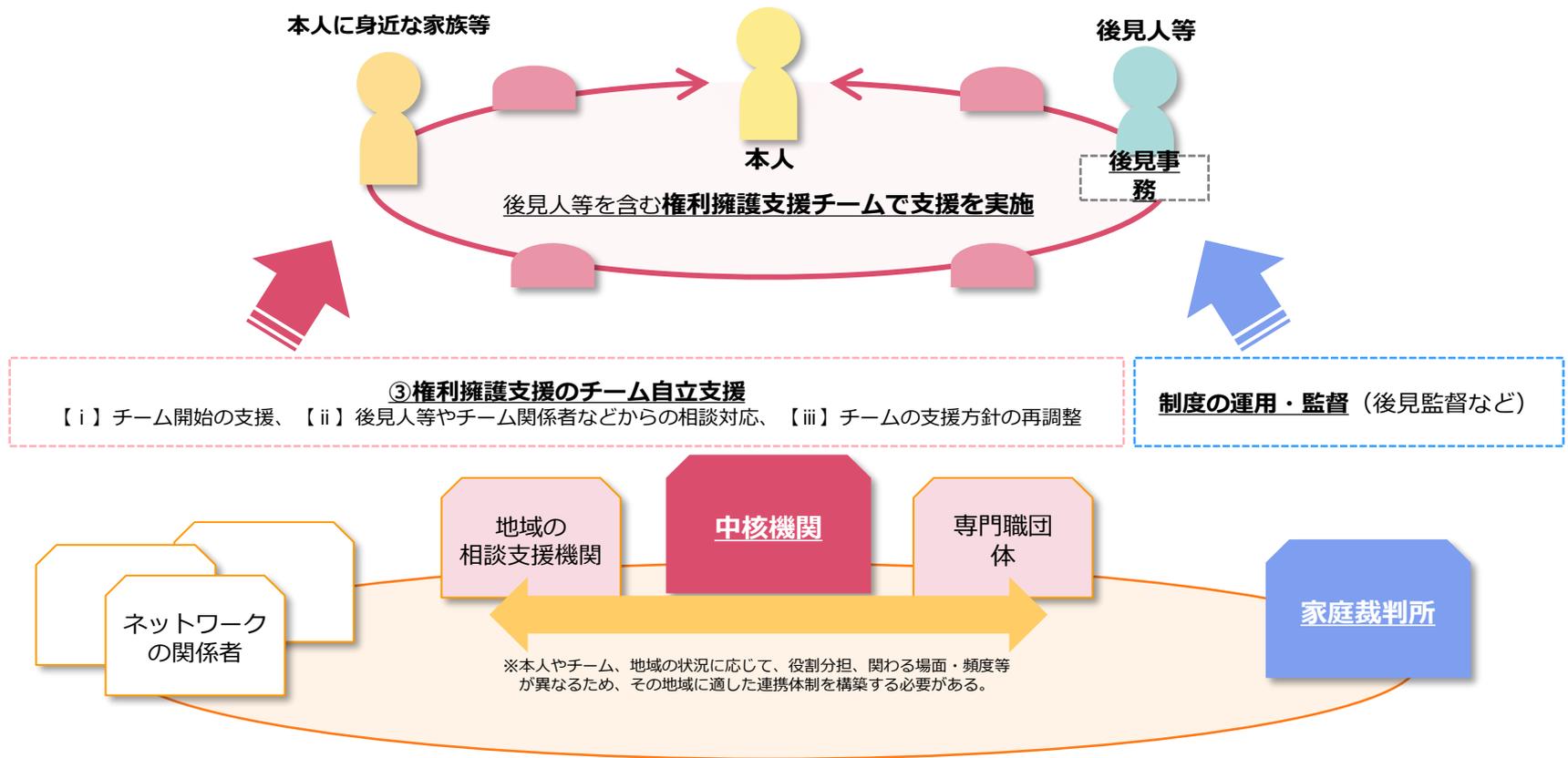
参考：成年後見制度の利用の開始までの場面 (申立ての準備から後見人等の選任まで)

- 成年後見制度の申立ての必要性、その方法、制度利用後に必要となる支援、適切な後見人等候補者などを検討・調整し、家庭裁判所に申し立て、後見人等が選任されるまでの場面。
- この場面では、制度利用後の支援方針を検討する。その中で、適切な権利擁護支援チームの体制も検討する。



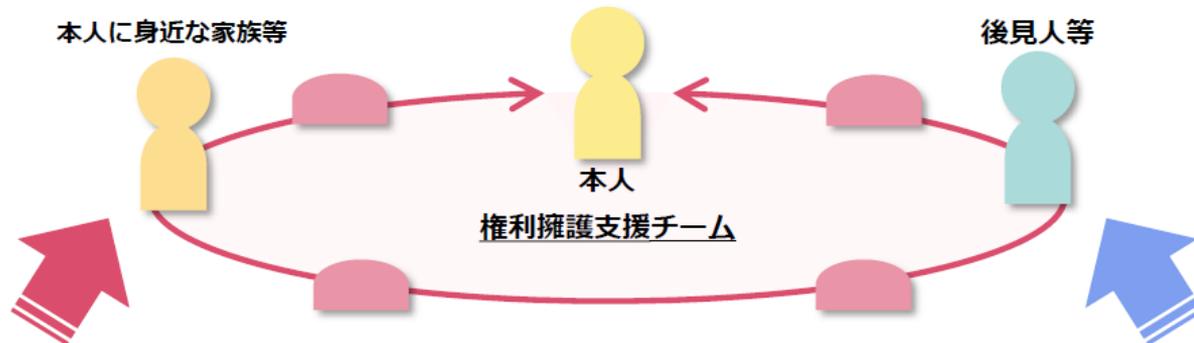
参考：成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）

- 家庭裁判所の審判により、後見人等が選任され、後見活動が開始されてからの場面。
- この場面では、権利擁護支援チームに後見人等が参加し、チームの関係者間で、あらかじめ想定していた支援方針等を共有し、本人に対して、チームによる適切な支援が開始される。



3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

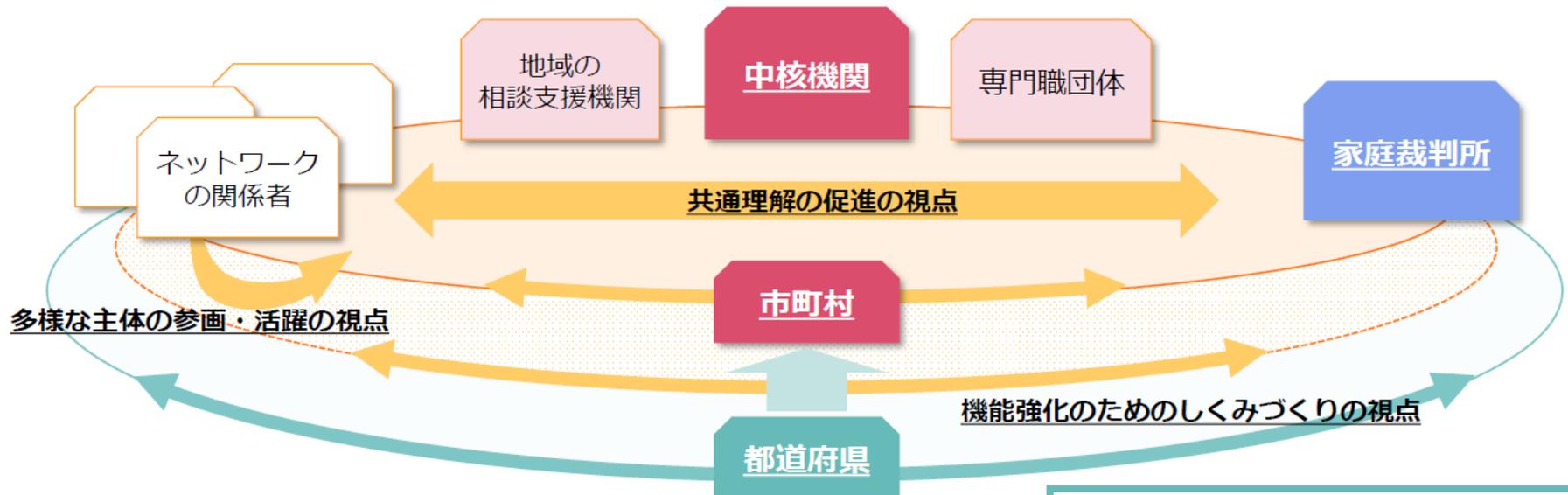
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能

①権利擁護の相談支援、②権利擁護支援チームの形成支援、③権利擁護支援チームの自立支援

家庭裁判所による
「制度の運用・監督」機能



第13回成年後見制度利用促進専門家会議
(2022年5月18日) 資1-2を引用

都道府県機能強化研修のカリキュラム作成

(令和3年度社会福祉推進事業「都道府県の支援体制強化のための研修のあり方調査研究事業」)

- 令和3年度の社会福祉推進事業（実施主体：日本司法支援センター）として、成年後見制度利用促進及び権利擁護支援に係る活動等から、地域連携ネットワーク強化等に関する課題を把握した上で、都道府県で活動するアドバイザーを効果的に養成するための研修プログラムを作成することを目的とした調査研究を実施。
- 都道府県・都道府県社協職員や専門職などをモニターとしたモデル研修の試行実施などを通じて、研修プログラムを作成。
- 令和4年度からは、得られた研究成果を基に、「成年後見制度利用促進体制整備研修」として都道府県機能強化研修を実施する。

◆ 養成を進めるアドバイザー等について

○ 権利擁護支援総合アドバイザー

高齢者・障害者虐待対応、セルフネグレクト対応、消費者被害対応、成年後見首長申立て、生活困窮者支援、意思決定支援等の事例に総合的に詳しい専門職。弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を想定。

○ 体制整備アドバイザー・都道府県等担当職員

- ① 地域の社会資源・地域資源の活用や連携に詳しい職員。都道府県社会福祉協議会職員等を想定。
- ② 自治体の連携や施策立案等に詳しい職員。都道府県担当者等を想定。

◆ 研修プログラムについて

共通科目【オンデマンド】		
番号	科目名	時間
1	アドバイザー視点からみた成年後見制度利用促進法と基本計画	45
2	高齢者・障害者虐待対応と消費者被害対応の基本的な理解	150~180
3	権利擁護支援に関わる福祉と司法の連携	45
4	生活困窮者への支援	30~45
5	セルフネグレクト	60
6	権利擁護を必要とする人への理解	45
7	障害者分野における権利擁護施策の展開	60
8	権利擁護支援～必要とする人の声～	60
9	司法面接の技法	60
10	地域福祉とファンドレイジング	40
11	医療との連携ネットワーク	60
12	地域共生社会の実現に向けた体制整備	60
13	権利擁護支援に関わる担い手の育成と適切な交代	90

権利擁護支援総合アドバイザー演習【ライブ1日目】モデル研修2日目		
番号	科目名	時間
20	意思決定支援に関わる相談事例への対応	120
21	権利回復支援に関わる相談事例への対応（虐待／生活困窮者支援／セルフネグレクト／消費者被害）	150
22	ケース会議を通じた多職種連携の実践	90
		合計 360

ミニ演習

都道府県職員・体制整備アドバイザー演習【ライブ1日目】モデル研修1日目		
番号	科目名	時間
14	ニーズ調査等の手法	40
15	都道府県による市町村支援について	60
16	都道府県・都道府県社協が実施する研修企画（演習）	60
17	ネットワークと組織連携	45
18	地域連携ネットワーク構築のための工夫	45
19	地域課題解消のための地域連携	90
		合計 340

演習を交えて、総合的に実施

合同演習【ライブ2日目】モデル研修3日目			
番号	科目名	時間	
23	権利擁護支援の総合演習①（権利回復支援）	200	①・② できれば、同一事例で演習中心
24	権利擁護支援の総合演習②（意思決定支援）	160	
		合計 360	

研修プログラムの流れ

- ① 共通科目の受講
- ② アドバイザーごとの演習受講
- ③ 権利擁護支援総合アドバイザー・体制整備アドバイザー・都道府県等担当職員が合同で、演習受講

権利擁護支援総合アドバイザーのイメージ

厚生労働省作成オンデマンド科目1「アドバイザー視点から見た成年後見制度利用促進法と基本計画」より引用



権利擁護支援総合アドバイザー

意思決定支援、権利侵害の回復支援、どちらにも詳しい権利擁護支援の総合アドバイザーが必要。成年後見制度の利用だけでなく、権利侵害の回復支援、意思決定支援を含む、権利擁護支援について、総合的に詳しい専門職のアドバイザー

ご本人の権利擁護支援のために

体制整備アドバイザーのイメージ

厚生労働省作成オンデマンド科目1「アドバイザー視点から見た成年後見制度利用促進法と基本計画」より引用



体制整備アドバイザー

権利擁護支援の地域連携ネットワークが、地域におけるさまざまな支援・活動のネットワークと重なり合って、地域共生社会の実現を目指して構築されるよう、地域の実情に合わせたネットワーク構築のアドバイスができるネットワークについてのアドバイザー

地域の実情に応じた取組の推進

都道府県職員にお願いしたいこと

厚生労働省作成オンデマンド科目1「アドバイザー視点から見た成年後見制度利用促進法と基本計画」より引用



地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク



- 市町村のネットワークの構築を支援するだけでなく、都道府県も多層的なネットワークの構築をしていただきたい。
- それぞれのアドバイザーの必要性を理解し、市町村からの相談に応じる窓口を創設していただきたい。
- 入ってくる相談内容を理解し、多層的ネットワーク構築や担い手の育成等、都道府県としての取組の企画に役立てていただきたい。

ともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していく

中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和4年度予算）

中核機関

権利擁護支援におけるオンラインの活用

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

権利擁護支援・意思決定支援についての理解の浸透

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

成年後見制度の広報・啓発

- <高齢者>
 - 成年後見制度利用支援事業（地域支援事業交付金）
- <障害者>
 - 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金）

市民後見人の育成・活躍支援

- 権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金）

法人後見の担い手の育成

- 法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金）

地域連携ネットワークの権利擁護支援機能を強化するための中核機関のコーディネート機能強化

- 中核機関コーディネート機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
 - …①調整体制の強化（アウトリーチ、有資格者配置等）、②受任者調整のしくみ化、③広域連携の実施

中核機関整備・運営、市町村計画の策定 ○ 地方交付税措置

中核機関の立ち上げ

- 中核機関立ち上げ支援事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
 - …立ち上げに向けた検討会の実施、先進地の視察等

権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業

市町村

都道府県

権利擁護支援におけるオンラインの活用

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

意思決定支援研修の実施

- 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

市民後見人の育成等

- 権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金）

都道府県による市町村支援、都道府県単位の地域連携ネットワークづくり

- 都道府県による市町村支援機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
 - 【必須】①都道府県協議会の開催、②市町村・中核機関等職員向け研修の実施
 - 【加算】①体制整備アドバイザー配置・派遣、②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業

※ ●は生活困窮者就労準備支援事業等補助金の事業。

取組実施

機能強化

運営

体制づくり

取組実施

体制づくり

成年後見制度の見直し検討に対応した総合的な権利擁護支援の推進

令和5年度要求額 11.2億円（令和4年度予算額6.4億円）

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策（意思決定支援によって本人の金銭管理を支える方策など）の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- この動きも踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進めるために必要な予算を要求する。

地域共生社会の実現

第二期成年後見制度利用促進基本計画における施策の目標
成年後見制度（民法）の見直し検討＋総合的な権利擁護支援策の構築

1 包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

- 都道府県の市町村支援機能の強化による中核機関の立ち上げの推進や、中核機関のコーディネート機能強化により、市町村の包括的なネットワークづくりを推進する。
- 都道府県における専門的な助言体制の確保や、国による広報・相談等の自治体支援や各種研修の実施により、多層的なネットワークづくりも併せて推進する。

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援機能の強化

- 都道府県・市町村・中核機関による、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援や権利擁護支援に関する研修等を推進する。
- 地域連携ネットワーク関係者による支援を効果的に行うため、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等の連携強化や、オンライン活用を推進する。

2 新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進

(1) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大

- 広範な権利擁護支援ニーズに対応していくため、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援づくりを行うモデル事業について、実施自治体数を拡大し、新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の効果や取組の拡大を行う際の課題等を把握する。

(2) 新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

- 「成年後見制度利用促進現状調査等事業」について、モデル事業実施自治体の分析等を行う内容を追加し、新たな支援策構築に向けた検討を行う。

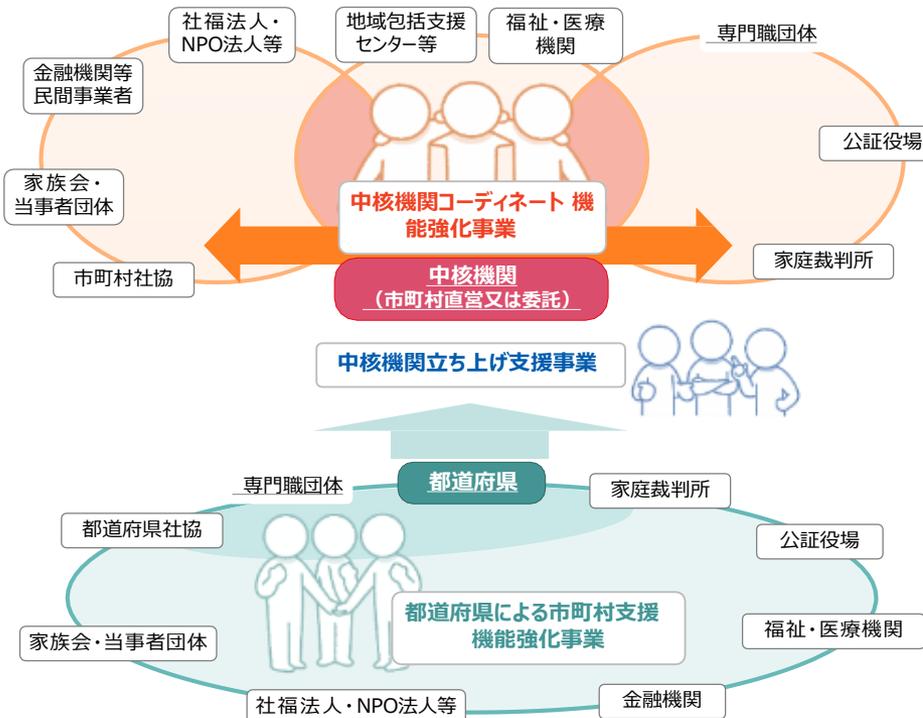
令和5年度概算要求額 5.7億円（3.2億円）※ 0 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画のK P I 達成に向け、人口規模が小さく、社会資源等が乏しいことから、中核機関の整備状況が十分でない町村部を含めた市町村の体制整備を後押しするため、都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、市町村が専門職アドバイザーなどから助言等が得られる体制づくりの拡充を図る。
- 市町村においては、中核機関の整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、広域的な連携の推進を含め中核機関のコーディネート機能の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

● 事業の実施・関係性のイメージ



○ 中核機関コーディネート機能強化事業【実施主体：市町村（委託可）】

- 中核機関における情報収集・相談対応に関する調整機能強化、法的課題解決後の市民後見人への交代等を想定した方針検討等を行う受任者調整、市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を行う市町村に補助を行う。

<基準額> 1,000千円/取組（1市町村あたり最大3,000千円）

【加算】①調整体制の強化、②受任者調整の仕組み化、③広域連携の実施

<補助率> 1/2

○ 中核機関立ち上げ支援事業【実施主体：市町村（委託可）】

- 市町村での中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等について補助を行う。

<基準額> 600千円

<補助率> 1/2

○ 都道府県による市町村支援機能強化事業【実施主体：都道府県（委託可）】

- 担い手育成方針の検討など司法専門職や家裁等との定期的な協議と、市町村職員向け研修を実施する都道府県に補助を行う。また、相談窓口を設置し、各アドバイザーの派遣等を行う場合は加算する。

<基準額> 1,000千円/必須取組
4,000千円/加算取組（1都道府県あたり最大10,000千円）

【必須】①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施

②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣

②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

<補助率> 1/2

「令和5年度予算概要求について」（2022年9月7日）
厚労省成年後見制度利用促進室発表資料を引用

令和5年度概算要求額 2.1億円 (0.9億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 今後、団塊の世代が後期高齢者となり認知症高齢者が増加するなど、権利擁護支援ニーズが更に多様化及び増大する見込みである。これに対応するためには、中核機関による支援のみならず、福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- そのため、具体的には、第二期計画の考え方とKPIを踏まえ、都道府県による意思決定支援研修等の取組を拡充するとともに、都道府県等で成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化に新たに取り組む。併せて、オンラインを活用した効果的な支援の実施を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業 【実施主体：都道府県・市町村 (委託可)】

- 都道府県等において、厚生労働省作成の「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、厚生労働省が養成した講師等を活用し、親族後見人・市民後見人等や市町村・中核機関の職員等を対象にした研修を実施する。
- この他、市町村等の実情に応じて、地域の互助・福祉・司法の関係者を対象に、権利擁護支援の強化を図る研修に取り組む。

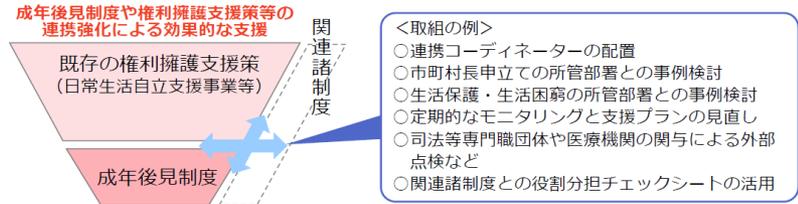
<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
<補助率> 1/2



○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業 【実施主体：都道府県・指定都市 (委託可)】

- 日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など成年後見制度と既存の権利擁護支援策等の連携を強化して、効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。

<基準額> 5,000千円
<補助率> 1/2



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業 【実施主体：都道府県・市町村 (委託可)】

- 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る。

<基準額> 300千円
<補助率> 1/2



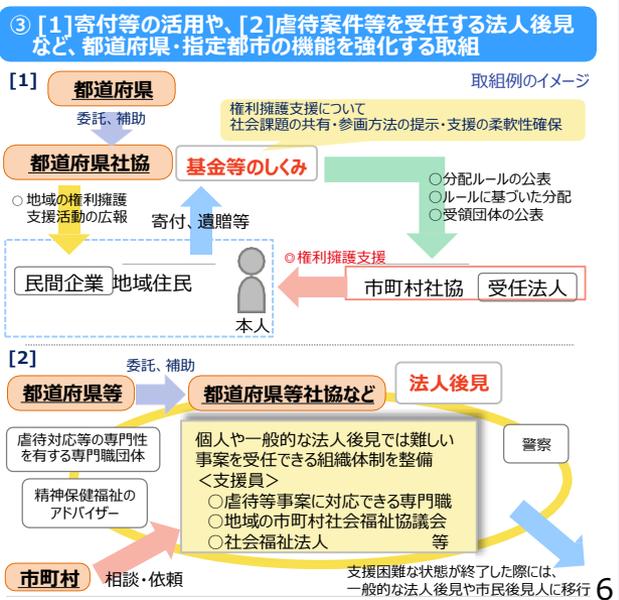
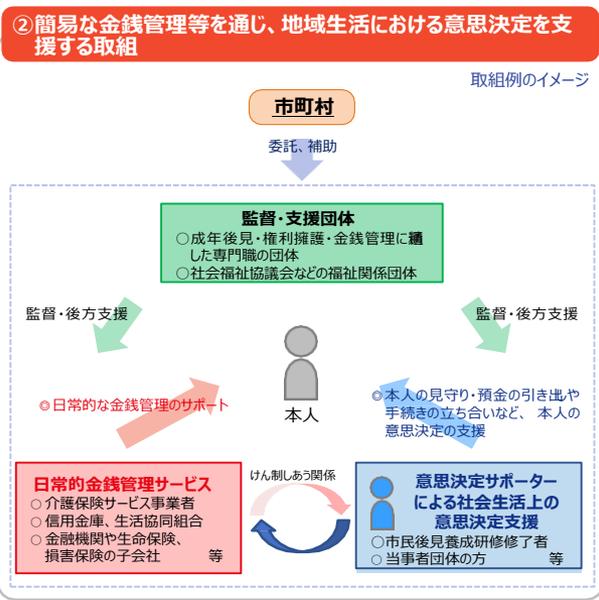
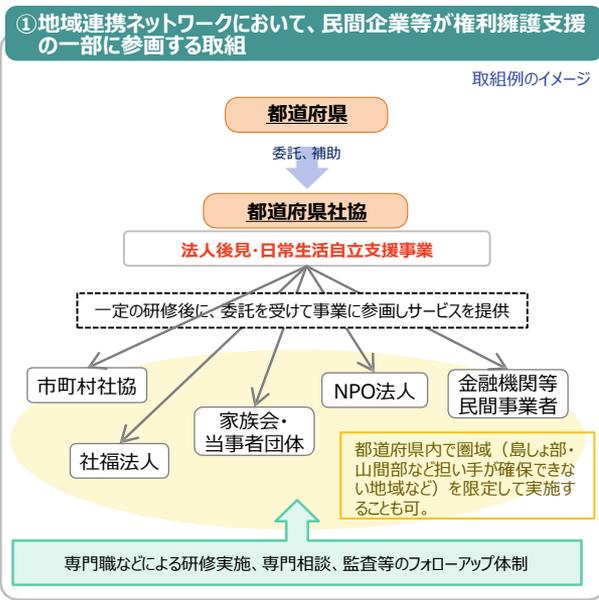
令和5年度概算要求額 1.3億円 (0.4億円) ※ 0 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策（意思決定 支援によって本人の金銭管理を支える方策など）の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- 具体的には、多様な主体による生活支援等のサービスについて、意思決定支援等を確保しながら本人の権利擁護支援として拡げる ための方策を検討する必要がある。また、寄付等の活用や民間団体等の参画などに関して、運営の透明性や信頼性を確保する方策、地域連携ネットワーク等との連携を推進する方策についても検討する必要がある。
- 本事業では、以上を含めた総合的な権利擁護支援策の検討が、様々な自治体の実情を踏まえたものとなるよう、モデル事業の実践 事例を拡充するとともに、各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 持続可能な権利擁護支援モデル事業
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】
- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。
- <基準額> 1自治体あたり 5,000千円
<補助率> 3/4



令和5年度概算要求額：30百万円（10百万円）※ 0 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策（意思決定支援によって本人の金銭管理を支える方策など）の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
- これに対し、厚生労働省としては令和4年度より「持続可能な権利擁護支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）」を実施しており、モデル事業による自治体の実践例を通じ、意思決定支援を確保しながら、多様な主体の連携・協力による権利擁護支援の方策の検討を行うことが求められている。
- このため、モデル事業を実施する自治体の取組に対し、令和4年度の本調査事業で整理した各種意思決定支援ガイドラインに共通する理念や考え方等がどういった形で取り入れられているどうか等の調査を行うことに加え、モデル事業で支援を受ける本人やその支援者等の認識、取組内で生じた利益相反等の課題やその対応の工夫などを把握・分析する調査を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

● 本調査事業の実施概要とモデル事業との関係性

令和4年度：成年後見制度利用促進現状調査等事業

○ 意思決定支援に関する各種現状調査・分析

【成果物】

- 各種意思決定支援ガイドラインに共通する理念や考え方の整理

権利擁護支援
モデル事業
実施自治体
【35箇所】

実践例

追加する
R5より
要素

令和5年度：成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業

○ 意思決定支援の確保策に関するモデル自治体実践例の調査・分析

【調査・分析の例】

- 各実践例において、R4の成果である意思決定支援に関して共通する理念や考え方などがどういった形で取り入れられているどうかの調査・分析
- 各実践例に関わる支援者の意思決定支援に対する現状認識等のヒアリング

○ 権利擁護支援策の検討に向けたモデル自治体実践例における課題等の調査・分析

【調査・分析の例】

- モデル事業で支援を受ける本人やその支援者等の認識に関する調査
- 取組内で生じた利益相反等の課題やその対応の工夫などを把握・分析
- その他、生活困窮者の自立支援や地域共生社会の実現に向けた取組との連携を効果的に進めるための実践例の把握

● 本調査事業の実施スキームと実施主体

厚生労働省

委託

民間事業者

代行決定制度から支援付き意思決定制度 への転換に向けて

**障害者権利条約(勧告)を踏まえた
今後の権利擁護支援施策の展望は？**

障害者権利条約の批准後の 成年後見制度・意思決定支援に関する動き

- 2014年1月 障害者権利条約を日本が批准
 - 批准国は、代行決定制度から「支援付き意思決定」制度への転換が求められた。
- 2017年3月 成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定
 - 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善のために、財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した後見人の選任・交代が求められた。
- 2017年3月～2020年10月 「意思決定支援」ガイドライン登場
 - 障害福祉サービスを受けている人、認知機能が低下しつつある人、人生の最終段階において医療ケアが必要とされている人、成年被後見人など、さまざまな対象者を支援するための、「意思決定支援」ガイドラインが厚生労働省等から策定された。
- 2022年8月22・23日 国連障害者権利委員会による対日審査
- 2022年9月9日 同委員会による総括所見（勧告）

障害者権利条約第12条

法律の前にひとしく認められる権利

134

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たり必要とする機会を提供するための適切な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。（後略）

国連・障害者権利委員会 一般的意見1号(条約第12条)

135

- para21. 著しい努力がなされた後も、個人の意思と選好を決定することが実行可能ではない場合、「意思と選好に基づく最善の解釈」(best interpretation of will and preferences)が「最善の利益」の決定に取ってかわらなければならない。これにより、第12条第4項に従い、個人の権利、意思及び選好が尊重される。「最善の利益の原則は、成人に関しては、第12条に基づく保護措置ではない。障害のある人による、他の者との平等を基礎とした法的能力の権利の享有を確保するには、「意思と選好」のパラダイムが「最善の利益」のパラダイムに取ってかわらなければならない。

障害者権利条約第12条 障害者権利委員会の総括所見 (2022/9/9)

27. 当委員会が懸念していること

(a) 民法において、特に心理社会的・知的障害者の意思能力の評価に基づく法的能力※の制限を容認し、代行決定制度を存続させることにより、障害者が法律の前にひとしく認められる権利を否定する法規定

(b) 2022年3月に承認された成年後見制度利用促進基本計画

(c) 2017年度「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」内の「本人の最善の利益」という用語の使用

※法的能力 = 権利能力及び行為能力であるとの委員会解釈 (一般的意見第1号)

障害者権利条約第12条 障害者権利委員会の総括所見 (2022/9/9)

28. 当委員会は、法律の前にひとしく認められる権利に関する一般的意見第1号（2014年）を想起し、締約国に対して**勧告**する。

(a) **代行決定制度の廃止**を視野に入れ、**すべての差別的な法規定と政策を廃止**し、すべての障害者が法律の前にひとしく認められる権利を保障するために**民法を改正**すること。

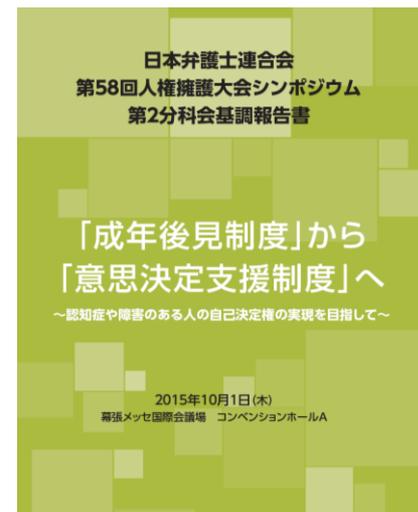
(b) すべての障害者が、その**必要とする支援のレベルや形態にかかわらず**、障害者の自律性並びに意思及び選好を尊重する**支援付き意思決定の仕組みを確立**すること。

障害者権利条約第12条の履行に関する 今後の検討課題は何か？

138

代行決定制度から意思決定支援制度への転換を、次の審査までに、法制度上、実務上どのように図っていくべきか？

- ① 成年後見制度その他の「差別的な法規定」のあり方をどのように考えるか？（一部改正？廃止？代替的な制度の創設？）
- ② 必要とする支援のレベルや形態にかかわらず、障害のある本人が支援付き意思決定を受けられるような仕組みをどのように構築するか？（代行決定（最善の利益）とは区別された意思決定支援概念の普及、当事者の視点を取り入れたプログラムづくり、関係者の人的・財政的支援、損害賠償責任を軽減・免除するための保険や免責規定の導入、濫用防止のための権限のある独立した審査・監視機関、ユニバーサルな視点をもった意思決定支援基本法の創設等）



総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言

(2015年日弁連人権擁護大会第2分科会)

成年後見オルタナティブ(代替制度)を模索する

成年後見開始以前

(期間限定型)成年後見開始後

成年後見審判取消(期間満了)後

成年後見制度の利用を前提とせず、本人の希望に基づき開始

本人・後見人等との合意に基づき開始

不要となった場合には、本人との合意等により終了本人の希望に基づき再開可

監督・調整機能、独立アドボケート派遣機能を備えた地域版「権利擁護支援庁」

意思決定支援ガイドライン等を踏まえた事業者(日常的金銭管理等に関する代理権あり)



監督・支援団体

成年後見・権利擁護・金銭管理に精通した専門職の団体
社会福祉協議会などの福祉関係団体

本人の価値観・希望を支え、意思決定支援に協力する意思決定フォロワー(代理・代行権限なし)

監督・後方支援

監督・後方支援

後見人等(代理・代行権限あり)

日常的な金銭管理サービス

- 介護保険サービス事業者
- 信用金庫、生活協同組合
- 金融機関や生命保険、損害保険の子会社等
- ※研修等を実施

◎預かり金についての限度額等を設定した上で、日常的な金銭管理をサポートする

本人

セットに関わることで、横領や不正、関係性の濫用を防止する

地域共生

社会生活上の意思決定支援

- 市民後見人養成研修修了者
- 当事者団体の方等
- ※研修等で養成

◎本人を見守り、預金の引き出しに立ち合ったり、重大な契約や入院・入所手続きの際、本人の意思決定を支援したりする。

連携

意思決定支援ファシリテーター(ケアマネ・相談支援専門員・中核機関職員等)

令和4年度厚労省 新たな連携・協力体制を構築するモデル事業

「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」を基に筆者の構想を追加

意思決定支援と権利擁護の理論的考察・本質に関心があるなら・・・

日本福祉大学権利擁護研究センター (監修),
平野隆之・田中千枝子・佐藤彰一・上田晴男・小西加保留 (編集)

権利擁護がわかる意思決定支援:法と福祉の協働
(ミネルヴァ書房／2018. 6)



意思決定支援のためのツールや本人情報シートの使い方を知りたいなら・・・

公益財団法人 日本社会福祉士会 (編)

意思決定支援実践ハンドブック:「意思決定支援のためのツール」活用と「本人情報シート」作成
(民事法研究会／2019. 7)



各種意思決定支援ガイドラインの関係性や活用事例を知りたいなら・・・

名川勝・水島俊彦・菊本圭一 (編著)

**事例で学ぶ
福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック**
(中央法規／2019. 12)



認知症の人の日常生活・社会生活における 意思決定支援ガイドライン 読み方と活かし方



【支援記録（本人の思い・価値観共有シート）の記載例】

→ 2つ目の事例を題材に支援記録の記載例（一部）を確認してみましょう。

書式や書き方にこだわらず、関係者と共有しておきたい「本人の思いや価値観の現れ」を書き留めることがポイントです。

日付	情報源 (記入者)	本人の意向・選好・価値観、 コミュニケーション方法に関する事実	どのような本人の意思が 読み取れるか？ (記入者)
〇/〇	本人 (ヘルパー)	○突然「家に帰りたい」と話される。 ホームに移る前は、40年間自宅で生活していた。 「帰りたい？」と質問すると、無言でうなずいた。しかし、ホームから出ようとする様子はなかった。	自宅に帰りたいのではないかと(ヘルパー) 何らかの理由で、ホームにはいたくないと思っているのではないかと(地域包括)
〇/〇	本人 (地域包括 担当者)	日中の過ごし方について絵カードを使ってコミュニケーション ○ 居住者や職員とおしゃべり・のんびり過ごす・手芸・短歌 △ クラブ活動(最初は×に置く) × 規則・ルール ×におかれたカードについて「たまにはゆっくり休みたいときもあるのに、まったくも。」 △「ちょっと嫌なことがあったけど、今すぐ家に帰りたいわけじゃない。友人たちと離れて過ごすのは寂しいわ。」	クラブ活動は嫌いではないけれど、気分が乗らないときにも職員に誘導され、クラブ活動等に参加せざるを得ない=自由な時間をもう少し確保したいという思いがあるのでは？(保佐人) 「家に帰りたい。」という発言は、職員に対する不満がたまっていたことで原因では？本当に帰りたいかどうかはもう少し時味が必要。(地域包括)
〇/〇	ヘルパー (ケアマネ)	短歌を見せたいとの申し出があり、見ると「一人とは寂しきものと……」と書いてあった。「また見てもらえないかしら？」と言われたので快く応じた。 ○本人が「短歌コンクールはどうなっているかしら。」と話していた。今度、クラブ活動で短歌教室の先生をやってもらえる？と聞いたところ「まかせなさい！」とこぼしを胸の近くに置くと話をしていた。	短歌コンクールは在宅時に本人が毎年投稿していたと聞いている。短歌を通じて本人の気持ちを伝えようとしているのではないかと(かかりつけ医) クラブ活動に参加する例より「先生」になりたい思いがあるのでは？(ケアマネ)

記号の意味：○好き・やりたい △中間・不明 ×嫌い・やりたくない



← 全年齢版

トーキングマット

子ども版 →



トーキングマットを楽しく効果的に 進めるための7つのステップ TalkingMats

- トピックと目的を説明する**
本日のトピック(テーマ)とマットを行う目的を説明しましょう。
例)「これからあなたが〜についてどう考えているかを確認するためにトーキングマットを行っていきませぬ。」
- 絵のスケールを定義する**
絵のスケール(尺度)の意味を定義しましょう。スケールの意味は、あなたが何を発見しようとしているかによって異なります。
例)好き…普通…嫌い 得意…まあまあ…苦手 やりたい…わからない…やりたくない
- オプションカードを手渡す**
考える人(本人)の正面にマットを配置しましょう。オプション(選択肢)のカードを1枚ずつ本人に渡し、本人に置いてもらいます。考える人が自然体でリラックスできるように配慮しましょう。
- 表現を促すための開かれた質問を試みる**
オプションカードを手渡す際にはできるだけ開かれた質問をします。例)「〜についてはどうですか?」〜はどう感じていますか?」待つことも大切です。身振り手振りや表情なども確認しましょう。
- 空白のカードを活用する**
ひととおりカードを渡した後に、「ほかに置いてみたいカードはありますか?」と聞いてみましょう。希望があれば、何も書かれていない空白カードに、文字や絵を書いて考える人に渡します。
- 内容を確認する(カードの位置も変更可能)**
置かれたカードの内容を聞き手が理解できているか確認しましょう。ネガティブな選択肢からポジティブな選択肢の順に確認します。カードの位置も変更できることを伝えましょう(本人のこちらの微妙な変化が読み取れるかもしれません)。
- 記録し、次の行動計画につなげる**
今回の結果を他の人にも伝えたいかどうか、聞き手から関係者に伝えても良いかどうか等を確認しましょう。次の行動計画につながることもあります。セッションへの参加についての感謝の気持ちを伝えましょう。

©Talking Mats Ltd. 2020 (原文を踏まえつつ追記: 水島俊彦)

トーキングマットの実践動画や様々な活用場面を知りたい方はこちら → (READYFORのWebページ)



ガイドラインの補助説明・実践事例などを掲載

英国スコットランドで開発された本人の思いや価値観が見える化し、本人自身が「考える」ことを支援するためのツール。クラウドファンディングを活用し、「健康とウェルビーイングのフルセット」、「子ども・青少年との対話フルセット」の日本語版が開発された。

